広報４月号

2012. No.373

おおき

今月号の主な内容

自助と共助が生命を救う！	2
平成 24 年度～平成 26 年度の介護保険料が決まりました	4-5
町の在宅福祉サービスを紹介します	6-7
児童福祉制度	10
にこにこ通信	11
がん検診で助かる命があります！	12
町民カレンダー	16-17
くらしの情報	18-19
ちくご路かわら版	20
合併処理浄化槽を設置しませんか	21
連休中は燃やすごみ･プラスチック類の振替回収を行います！	23
ズームインおおき	28-29
「カクカク」言葉を「まぁるく」読み解く男女共同参画	30
知っておきたい国民年金制度	31

詳細は 28 ページに掲載しています

自助と共助が生命を救う！

～町内で自主防災会が結成されています～

災害から地域を守る
2月11日に行われた災害図上訓練の様子

自主防災活動は、なぜ必要なのでしょうか？

東日本大震災を教訓として、大規模な災害が発生すると、防災関係機関の活動が制限され、「公助」は期待できません。災害に遭った地域の住民自らが助け合わなければなりません。

特に災害発生直後は、初期消火、救出・救護、避難誘導、安否確認、応急手当、情報の収集・伝達、給食・給水など、自分たち自身（「自助」）はもちろん、地域住民やさらには偶然被災地に居合わせた人たちをも含め、助け合いながら対処（「共助」）しなければなりません。万が一に備えて、安全で安心して住める災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

町の自主防災会育成推進への取組み

町では、行政区単位での自主防災会の結成を目指し取組みをスタートさせました。昨年9月に区長会の同意を得て、自主防災会の必要性を認識してもらうため、11月に先進地研修や説明会を開催しました。

さらに各地区での結成を後押しするため、結成の前提となる【地域での議論】に役立つよう、1月に役員対象の講演会、2月に災害図上訓練を行いました。

また、福岡県の助成事業を活用し、自主防災会で活用する避難活動用資機材の購入、交付事業に取り組んでいます。

来年度は災害時要援護者の登録が始まり、各地区において「誰が支援し、安全に避難するか」の計画づくりにとりかかってもらう予定です。交付した資機材を使った避難訓練など、各地区の自主的活動への積極的な支援も必要です。また、100％組織化を目指し、未設立地区における推進にも積極的に取り組む予定です。

各地区ですべての住民が自主防災活動の重要性を理解し、【自助・共助で自分たちの地域を守る】という共通認識が行き届くよう、自主防災会を中心とする取組みを進めていきます。町も自主防災会の育成・支援へかかわりつつ、「公助」面の充実も図りながら、それらの連携をもって災害に強いまちづくりを推進していきます。

今後の自主防災会の在り方

あくまで「自主」防災会であり、どのような活動をしていくかは各会へ委ねられています。ただし、町では一定のスケジュールに沿って自主防災会で担っていただく役割について示す予定です。

今回、設立に当たって町が自主防災会に担っていただくことは次の2点としています。

❶情報伝達網を作成し、訓練を通じ、町民一人ひとりが【誰から情報を得、誰に情報を伝えるべきか】を把握してもらうこと

❷今後登録される災害時に支援が必要な人の支援を誰が行うのかを決め、【地域の全員が安全に避難できる】体制をつくること、また体制ができたことを自主防災会の会員全員で共有すること

災害時は、道路やライフラインなどが被害を受け、行政（公助）が機能しない場合も想定されます。

自分でできることは自分で行い（自助）、自分でできないことは地域と協力できる（共助）よう備えておくことが必要です。

問合せ先　役場総務課
☎32～1035(直通)

2月25日に行われた災害図上訓練の様子

まちづくりは4メートル以上の道づくりから

～後退道路用地の整備について～

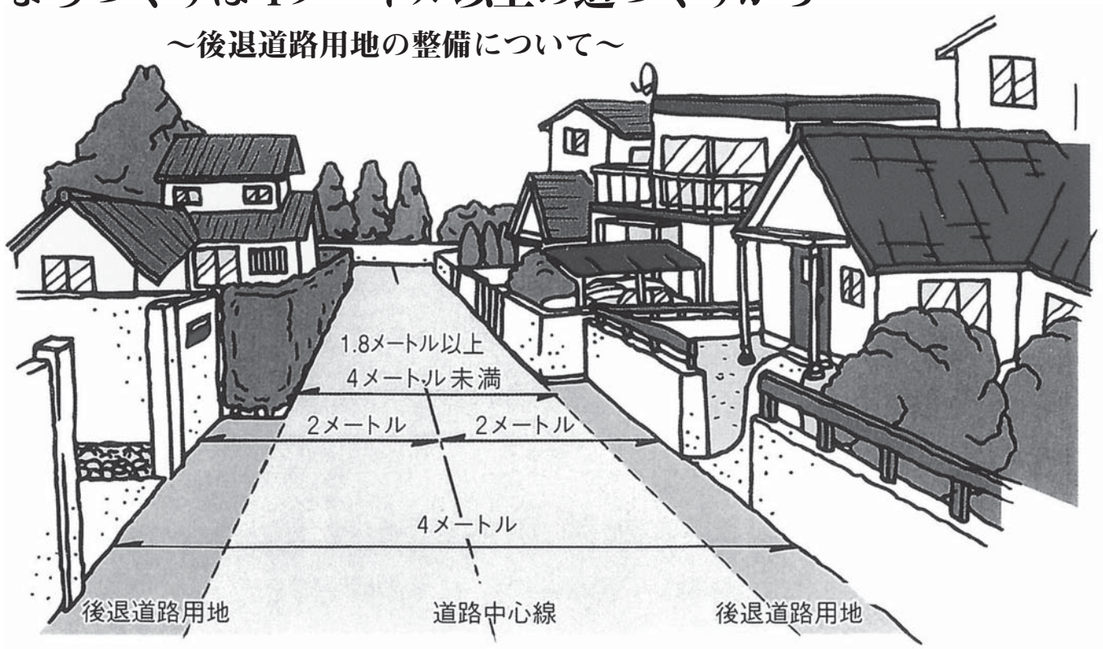

緊急時のためにも4メートルの道路の確保が必要

道路は人や物を運ぶ目的のほかに通風・採光・日照などの生活環境の確保や災害時の避難、消火活動など防災上の重要な役割を果たしています。

建物の新築・増築・改築などをするときは、建築基準法の定めにより敷地が幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していなければなりません。このため、幅員1．8メートル以上4メートル未満の道路に接した敷地に建物などを建てるときは、道路の中心線から2メートル後退しなければなりません。（「みなし道路」といいます）

4メートルの道路を確保するための要綱を整備

現在、町では後退道路用地は、道路として所有者に維持管理を行っていただいていますが、平成24年4月1日から「建築行為等に係る後退道路用地に関する要綱」を設け、後退道路用地を公な道路として確保し、整備を進めることになりました。

この制度は、幅員1．8メートル以上4メートル未満の町道に接して、建物の新築・増築・改築などをするときに、道路の中心線から2メートル後退し、その後退道路用地を更地にして町に寄附していただき、道路として整備しようとするものです。

建築計画の際は役場建設水道課との協議をお願いします

今後、町民の皆さんが建築計画をたてるときには、敷地の前面が「みなし道路」である場合は、建築確認申請をする前に後退道路用地を「寄附」していただくか、または「自己管理」していただくかについて役場建設水道課と協議をしていただくことになります。

詳細は、役場建設水道課庶務係までお問い合わせください。☎32～1064（直通）

平成24年度水質検査計画を策定しました

大木町へ水道水を供給している福岡県南広域水道企業団では、平成24年度に行う水質検査の実施内容について定めた「平成24年度水質検査計画」を策定しました。本計画は、役場建設水道課および企業団の窓口、並びに企業団のホームページでご覧になれます。

問合せ先　福岡県南広域水道企業団水質センター
☎0942～27～1563　FAX0942～27～1795
H http://www.sfwater.or.jp/

平成 24 年度～平成 26 年度までの 65 歳以上の被保険者の 介護保険料が決まりました

問合せ先　役場健康福祉課福祉係
☎32 ～ 1060（直通）
福岡県介護保険広域連合本部
☎092 ～ 643 ～ 7055

1　財源について

介護サービスにかかる費用のうち、利用者が負担する 1 割にあたる金額を除いた分の半分は、被保険者からの保険料で負担します。残り半分を、国と各都道府県、各市町村が負担します。

第 5 期事業計画では、高齢化の進行により 65 歳以上被保険者（第 1 号被保険者）負担割合が 20%→ 21%、40 歳～ 65 歳未満（第 2 号被保険者）負担割合が 30%→ 29%に変更となりました。

2　保険料について

（1）グループ別保険料とは

広域連合では、平成 17 年度から「グループ別保険料」を導入していますが、平成 24 年 4 月からも継続することとしました。

グループ別保険料とは、広域連合の構成市町村間の給付費水準に大きな差があることから、この格差を緩和・是正することを目的として構成市町村の給付費水準が高いほうから順に A、B、C の 3 つのグループに分け、保険料を設定したものです。

（2）グループ別保険料の決め方

グループ分けについては、構成市町村数を 1 ：2 ：1 の比率（A グループ 8 市町村、B グループ 17 市町村、C グループ 8 市町村）としています。

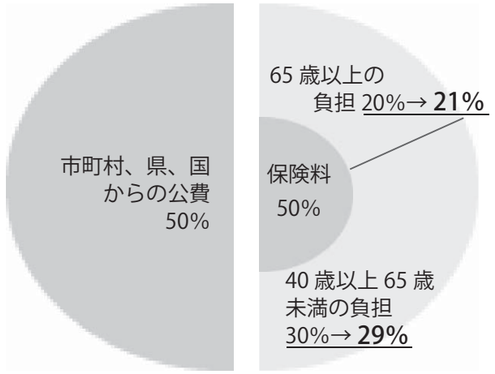

各グループの保険料については、各グループ内で、第 5 期事業計画期間において必要な介護給付費や第 1 号被保険者見込数で計算しています。

大木町においては前事業計画期間まで C グループでしたが、今回の事業計画期間では B グループになり、保険料が基準額において年間 46,344 円→ 58,466 円と上昇しています。

3　所得段階別保険料について

大木町の介護保険料額は、本人や世帯員の所得に応じて 9 段階に分かれています。前事業計画から変更となった点は 3 段階が新たに 2 段階に分かれたことと、第 6 段階と第 7 段階との境界所得金額が 190 万円になったことです。（右表でご確認ください。）

保険料の決定については、8 月上旬に保険料賦課本算定を行い、通知書が送付されます。

改定された平成 24 年度～平成 26 年度の 65 歳以上の被保険者の介護保険料

所得段階	保険料年額（円） H 21 年度 ～ H 23 年度			保険料年額（円） H 24 年度 ～ H 26 年度			負担割合 基準額に乗じる割合	対　象　者（改定後の平成 24 年度～平成 26 年度分を記載）
	A ｸﾞﾙｰﾌﾟ	B ｸﾞﾙｰﾌﾟ	C ｸﾞﾙｰﾌﾟ	A ｸﾞﾙｰﾌﾟ	**B ｸﾞﾙｰﾌﾟ**	C ｸﾞﾙｰﾌﾟ		
第 1 段階	37,650	28,200	23,172	39,536	**29,233**	26,336	0.5	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税の人
第 2 段階	37,650	28,200	23,172	39,536	**29,233**	26,336	0.5	本人および世帯全員が住民税非課税で公的年金などの収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人
新第 3 段階	56,475	42,300	34,758	55,350	**40,926**	36,870	0.7	本人および世帯全員が住民税非課税で公的年金などの収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円超え 120 万円以下の人
第 3 段階				59,304	**43,850**	39,503	0.75	本人および世帯全員が住民税非課税で公的年金などの収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える人
第 4 段階	69,276	51,888	42,636	72,746	**53,789**	48,457	0.92	本人が住民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる）で公的年金などの収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人
	75,300	56,400	**46,344**	79,072	**58,466**	52,671	**基準額** 1	本人が住民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる）で公的年金などの収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人
第 5 段階	88,854	66,552	54,686	93,305	**68,990**	62,152	1.18	本人が住民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の人
第 6 段階	94,125	70,500	57,930	98,840	**73,083**	65,839	1.25	本人が住民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の人
第 7 段階	112,950	84,600	69,516	118,608	**87,699**	79,007	1.5	本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の人
第 8 段階	131,775	98,700	81,102	138,376	**102,316**	92,174	1.75	本人が住民税課税で合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人
第 9 段階	150,600	112,800	92,688	158,144	**116,932**	105,342	2	本人が住民税課税で合計所得金額が 400 万円以上の人

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 平成 24 年度・25 年度の 保険料率が決まりました

問合せ先　役場健康福祉課保険医療係
☎32 ～ 1280（直通）
後期高齢者医療お問い合わせセンター
☎092651 ～ 3111

後期高齢者医療制度の保険料率は、2 年に一度改正されることになっています。その結果、平成 24 年度・25 年度の均等割額と所得割額は次のようになります。

保険料変更のポイント

	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度	増減
均等割額	52,213 円	**55,045 円**	2,832 円増
所得割率	9.87%	**10.88%**	1.01%増
賦課限度額	50 万円	**55 万円**	5 万円増

保険料額の算出方法

保険料は、被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等（※注）に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

保険料額（年額）＝ 均等割額 55,045 円 ＋ 所得割額〔総所得金額等※－ 33 万円〕× 10.88%（所得割率）

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

平成 24 年度の保険料軽減措置

◎世帯（※注 1）の所得などに応じて、保険料均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額（※注 3）の合計額
9 割軽減	5,504 円	「33 万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他の所得がない」
8.5 割軽減（※注 2）	8,256 円	33 万円以下
5 割軽減	27,522 円	「33 万円＋ 24 万 5 千円×世帯主を除く被保険者数」以下
2 割軽減	44,036 円	「33 万円＋ 35 万円×被保険者数」以下

※注 1　「世帯」とは、4 月 1 日時点の世帯（年度途中で 75 歳になる人、県外から転入された人などはその時点）が基準となります。

※注 2　原則は「7 割軽減」ですが、平成 24 年度も特例措置により「8.5 割軽減」となります。

※注 3　「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額などと同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－ 15 万円」となるなど、例外があります。

◎被保険者の所得に応じて、保険料所得割額が軽減されます。

5 割軽減	総所得金額などが 91 万円以下

◎後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険（国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。）の被扶養者であった人

均等割額が 9 割軽減されます。（所得割額は、かかりません。）	軽減後の保険料年額 5,504 円

保険料額の通知について

保険料額の詳細は、7 月に送付予定の「平成 24 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

町の在宅福祉サービスを紹介します

問合せ先　役場健康福祉課福祉係　☎32～1060（直通）

配食サービス

生活の基本である「食」の確保や安否確認のため、一人暮らしの高齢者などで食事の調理が困難な人を対象に、昼食を自宅までお届けします。

◆**対象者**　70歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、重度身体障害者

◆**内容**　週5日（月～金曜日の昼食）ただし、祝日、盆・年末年始は休み【利用料は1食300円】

生活支援ホームヘルプサービス

介護保険の対象とならない高齢者で日常生活上ホームヘルパーがどうしても必要な人に対し、生活管理指導員としてホームヘルパーを派遣します。

◆**対象者**　おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯など（ただし、介護保険からのサービスを利用できる人は除く）

◆**内容**　炊事、洗濯、掃除、買物、身の回りの世話など（週2時間の範囲）【利用料は1時間200円】

生きがい活動支援通所事業（もみじ倶楽部）

虚弱で家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所でのサービスを提供し、要介護状態になることを予防します。

◆**対象者**　おおむね65歳以上の虚弱高齢者、閉じこもりがちな高齢者（介護の必要な人は除く）

◆**内容**　健康チェック、介護予防体操（脳トレーニング含む）、作業療法、送迎有【利用料は昼食代、おやつ代合わせて600円】

◆**場所**　町健康福祉センター

◆**開催日**　毎週水曜日または木曜日

各種介護予防教室（運動・栄養・口腔）

◆**対象者**　心身機能の低下により要介護状態になる恐れのある65歳以上の人

◆**内容**　健康チェック、実技（運動・栄養・口腔）、栄養士・歯科衛生士などによる個別指導など、送迎有【利用料は無料】

◆**場所**　町健康福祉センター

日常生活用具の給付または貸与

一人暮らしや要援護高齢者に対し、日常生活用具を給付および貸与することで、日常生活の便宜を図ります。（緊急通報装置については貸与）

品　目	対象者
火災警報機 自動消火器	65歳以上の低所得者で、支援が必要な一人暮らしの高齢者
電磁調理器	65歳以上であって、心身機能の低下に伴い、防火などの配慮が必要な一人暮らしの高齢者
緊急通報装置	65歳以上の支援が必要な一人暮らしの高齢者

※心身機能の状態を調査し、給付・貸与が必要か判定します。
※生計中心者の所得税額により利用者負担があります。

家族介護用品（紙おむつ）の給付

多くのおむつを必要とする高齢者や重度身体障害者に、紙おむつを給付します。

◆**対象者**　65歳以上の在宅の寝たきりや認知症の高齢者、重度身体障害者で寝たきりの人

◆**内容**　月額5000円分のチケットを助成します。

◆**給付券の利用店**　町と契約している薬店、薬局

すみよか事業

在宅の要援護高齢者などの自立助長や介護者の介護負担軽減を目的とした住宅改造費用の一部を助成します。

◆**対象者**　介護保険の要支援および要介護の認定を受けた人または重度心身障害者で、かつ、どちらとも当該世帯の生計中心者の前年度住民税が非課税の人

◆**助成額**　30万円以内（1回のみ）

在宅介護手当の支給

在宅で寝たきりまたは認知症の高齢者などを介護されている人の労をねぎらうために、介護手当を支給します。

◆**対象者**　在宅で3か月以上寝たきり、または認知症の状態にある高齢者（要介護4以上）、および重度心身障害者で寝たきりの人を介護している人

◆**支給額**　月額1万円（1月と7月の年2回支給）

配食サービス

生活の基本である「食」の確保や安否確認のため、一人暮らしの高齢者などで食事の調理が困難な人を対象に、昼食を自宅までお届けします。

◆**対象者**　70歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、重度身体障害者

◆**内容**　週5日（月～金曜日の昼食）ただし、祝日、盆・年末年始は休み【利用料は1食300円】

はり・きゅう・按摩等施術費の助成

はり・きゅう・按摩・マッサージ・指圧などを受ける時に、施術費の一部を助成します。

◆**利用回数**　1人につき月5回以内を原則とし、年間30回を限度

◆**助成額**　1回につき施術料の半額（上限1100円）

◆**利用事業所**　町と契約を結んでいる事業所（下の表を参照）

福祉タクシー助成事業

障害者の経済的負担の軽減と社会活動の範囲の拡大を図り、タクシーを利用した際の料金の一部を助成します。

◆**対象者**　町内に住所を有し、身体障害者手帳1級、2級および精神保健福祉手帳1級、療育手帳Aの判定を受けている人

◆**内容**　大木町福祉タクシー利用券年間48枚以内を助成します。ただし、年度途中で対象になった人への助成は、当該月を含めた月割りした枚数以内とします。

◆**利用タクシー**　町と契約を結んでいるタクシー会社

はり・きゅう・按摩等受療助成シールの切替え時期です

「大木町はり・きゅう・按摩等受療助成シール」の有効期限は、平成24年3月31日㈯までとなっています。4月以降引き続き助成を受けるには、新年度の助成シールが必要になりますので申請手続きを行ってください。

場　所　役場健康福祉課保険医療係

持参品　印鑑、本人確認できるもの（健康保険証、運転免許証など）

助成を受けることができる施術所

施　術　所	
家中鍼灸マッサージ院	大木町
愛里素治療院	
田中鍼灸治療院	久留米市
田中リバース	
犬塚治療院	
生命鍼灸治療院	
經絡鍼灸院リフレッシュ	
㊞ボディケア	
野口鍼灸マッサージ院	柳川市
鍼堂治療院	
東洋医学　鍼灸家	大川市

問合せ先　役場健康福祉課保険医療係　☎32～1280（直通）

国民健康保険高齢受給者証の更新のお知らせ

～平成25年3月までの1年間、窓口負担を1割に延長～

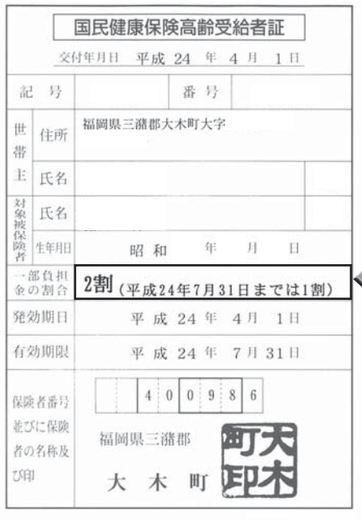

3月下旬に配布した新しい国民健康保険高齢受給者証です。

有効期限を変更しています。3月まで使用されていた高齢受給者証は間違えないように処分してください。

国民健康保険加入の70歳～74歳の人が、医療機関で受診される際、所得の状況に応じて、かかった医療費の1割または3割の一部負担をしていただいています。

平成24年4月からは1割負担の人は、自己負担の割合が2割に引き上げられる予定でしたが、平成24年4月から平成25年3月までの1年間、窓口負担を1割に延長することとなりました。

新しい高齢受給者証は3月下旬に平成24年度の新しい保険証（だいだい色）と一緒に配布しています。

※3割負担の人は、変更ありません。現在、お持ちの高齢受給者証は、平成24年7月末日まで利用できます。

問合せ先　役場健康福祉課保険医療係 ☎32～1280（直通）

町税は町民の大切な財産です
納期限内の納税をお願いします

町では、町民の皆さんから納付いただいた町税で、道路や水路の整備・維持管理、ごみの処理、高齢者や障害者および子育ての支援、産業の振興、消防活動、保育園や小中学校の改修工事などを行っています。

快適で暮らしやすいまちづくりのために使われている町税は、町民全体の大切な財産といえます。また、町税を納期限までに納めていただくことで、このような事業を計画的に進めることができます。

健全な行政運営のためにも、期限内納付にご協力をお願いします。

納付が困難なときは早めに納税相談を！

町民の皆さんの多くが、期限内に町税を納付されていますが、一部には滞納されている人がいます。町税の滞納は、税負担の公平性を保つためにも見過ごすわけにはいきません。

町では、納税者の皆さんがより税金を納めやすいように納税相談を行っています。病気や失業など、何らかの理由で一時的に納めることができない場合は、分割納付などの制度もありますので、早めに、税務町民課徴収係にご相談ください。

滞納処分とは

地方税法では、滞納処分について、「督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る税を完納しないときは、財産を差し押えなければならない」と定められています。

町では何らかの理由で、納付できなかった場合のことを考え、催告書を送って納付を促しています。それでも納付や相談が無い場合は、差し押さえを実施するため滞納者の財産調査を行います。財産調査の対象は、不動産・動産（自動車など）・預貯金・給料・生命保険・売掛金などです。発見した財産は、法律に基づいて差押処分を行い、インターネット公売などの換価手続き（差押財産の現金化）後、滞納町税に充当します。

次のような財産の差し押さえを行います。

■不動産差押
不動産の登記簿に「差押」と記載し、財産を処分することを禁止して、公売により換金できるようにします。

■預貯金差押
財産調査で判明した預貯金を差し押さえて徴収します。

■給与差押
勤務先に給与の支払いなどの照会を行い、差し押さえ、毎月の給与の一部を徴収します。

■生命保険差押
生命保険を差し押さえ、解約や取り立てを行い、解約返戻金や保険給付金を徴収します。

このほかにも、国税還付金や賃料、捜索による動産、タイヤロックによる自動車などを差し押さえます。

滞納すると督促手数料や延滞金がかかります

納期限内に納付されないと督促状が送付され、督促手数料が加算されるほか、延滞金が発生します。

延滞金は、地方税法の定めにより納める税金の額に年14・6％（納期限の翌日から1か月間は年4・3％）となります。

滞納処分の流れ

督促
納期限を過ぎると督促状が発送され、到着後10日を経過すると滞納処分の対象となります。

催告
自主納付をお願いするため、再度文書で納税のお願いを行います。

財産調査
金融機関や勤務先に対し、質問や調査の実施を行います。

差押予告
財産差し押さえの予告を行います。

差し押さえ
財産を差し押さえます。

公売換価
差し押さえた財産をインターネット公売などで換価します。
※病気や失業など、何らかの理由で一時的に納めることができない場合は、早めに、税務町民課徴収係にご相談ください。

納税に関する相談・問合せ先
役場税務町民課徴収係
☎32～1067（直通）

納税には安全で便利な口座振替を！

口座振替を希望される場合は、大木町内の指定金融機関または役場税務町民課の窓口へ、通帳と届印を持参のうえ、お申し込みください。

平成24年度の固定資産税の納期

今年度は評価替年度のため、固定資産税の第1期の納期が5月となります。

なお、納税通知書（納付書）については、5月中旬に発送予定です。

固定資産税の縦覧・閲覧制度

縦覧制度

縦覧帳簿を縦覧することにより、自分の所有する土地や家屋以外の土地や家屋の価格を知り、他の土地や家屋の価格を比較し、自分の土地や家屋の価格が適正かどうか確認していただくための制度です。

◇縦覧できる人
【土地価格等縦覧帳簿】
土地の固定資産税の納税義務者
【家屋価格等縦覧帳簿】
家屋の固定資産税の納税義務者

◇縦覧帳簿記載事項
【土地】所在、地番、地目、地積、価格
【家屋】所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
※両帳簿ともプライバシー保護のため所有者の氏名などは記載していません。

◇縦覧期間　4月1日㈰～5月31日㈭
（閉庁日を除く8時30分～17時15分）

◇縦覧場所　役場税務町民課税務窓口

◇手数料　無料

◇本人確認　縦覧できる人は、土地や家屋の固定資産税の納税義務者となっております。このため、縦覧に来られた人の本人確認をさせていただきますので、縦覧の際は、本人であることが確認できるもの（免許証、健康保険証など）および納税通知書を持参してください。

閲覧制度

納税義務者のほか、土地や建物を借りている人なども、自分に関係する固定資産の課税内容を閲覧できます。（借地人や借家人が閲覧する場合は、賃貸借関係を証明する賃貸借契約書または、それを証明する書類が必要です）

身体障がい者などに対する軽自動車税の減免

一定の身体障がい者などのために使用する軽自動車、またはその構造が専ら身体障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車などについては、手続きを行うことで軽自動車税の減免を受けることができます。

○減免を受けられる人は‥‥

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けられ、一定の基準に該当する人（障害の内容と等級によります）

○減免の対象になる車は‥‥

身体障害者手帳などの手帳の交付を受けた人の名義のもの、または手帳の交付を受けた人と生計を一緒にしている家族の名義のものです。

○減免を受けられる台数は‥‥

手帳所持者1人につき1台です。普通自動車との重複はできませんので、ご注意ください。

【手続きについて】

次のものを持参され、軽自動車税の納期限の7日前までに役場税務町民課税務窓口で手続きを行ってください。

手続きに必要なもの
- 身体障害者手帳などの各手帳
- 申請する車両を運転する人の運転免許証（コピー可）
- 申請する車両の納税通知書
- 印鑑

※減免を受けられる人は、納税しないでください。口座振替登録がある人は特に注意していただき、通知書受領の後、できるだけ早期に申請を行ってください。

※軽自動車以外の自動車税の減免については、福岡県税事務所にお問い合わせください。

問合せ先　役場税務町民課固定資産税係　☎32～1067（直通）

児童福祉制度

申請・問合せ先　役場こども未来課子育て支援係
☎ 32 ～ 1066（直通）

児童扶養手当

父母の離婚、父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度で、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進することを目的としています。

◇児童扶養手当を受けられる人

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人、障害児については20歳未満）を監護している母（父）、または母（父）に代わってその児童を養育している人に支給されます。

・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した
・父（母）が死亡した
・父・母が障害年金1級程度以上の障害の状態で公的年金の加算となっていない
・父（母）の生死が明らかでない
・父（母）から1年以上遺棄されている
・父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている
・母が婚姻によらないで懐胎した

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当を受給できません。

・母（父）が婚姻の届出はしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）がある
・手当を受けようとする父（母）、または養育者が、日本国内に住所を有しない

◇手当の支給額（全額支給の場合）

1人月額　4万1430円
2人目　5千円加算
3人目以降　3千円加算

※ただし、一定額以上の所得がある場合（同居の扶養義務者を含む）は、手当の一部または全部が停止されます。

◇支給月　4月、8月、12月

手当の一部支給停止措置について

平成20年4月から「児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件」に該当する受給資格者は、児童扶養手当の支給額の2分の1が支給停止となる場合があります。

ただし、「適用除外の事由」に該当する場合には、届出書を提出することで減額されません。

・対象児童が日本国内に住所を有しない
・対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く）や少年院などに入所している
・国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金（老齢福祉年金を除く）給付を受けることができる
・平成15年4月1日時点において、手当の支給要件に該当してから、5年を経過している（母子に限る）

特別児童扶養手当

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について手当を支給する制度で、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◇特別児童扶養手当を受けられる人

日本国内に住所があり、精神または身体に法令で定める程度以上の障害を有する児童を監護している父か母、または父母に代わって、その児童を養育している人に支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

・対象児童が、日本国内に住所を有しない
・対象児童が、障害を支給事由とする公的年金（障害児福祉手当は年金ではありません）を受けることができる
・対象児童が、児童福祉施設など（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所している

◇支給額

重度障害児（1級）
1人につき月額5万4００円
中度障害児（2級）
1人につき月額3万3570円

※ただし、定められた額以上の所得がある場合（同居の扶養義務者含む）は、支給が停止されます。

◇支給月　4月、8月、11月

子ども手当

子ども手当は、名称などについて国会で審議中です。内容が決定次第、広報「おおき」でお知らせします。

子育て支援特別手当

第3子以降が出生した場合、出産祝金として10万円が支給されます。

◇支給対象

第3子以降の子を出生により有するに至った保護者で、大木町に1年以上居住している人が対象になります。

にこにこ通信

問合せ先　子育て支援センター
☎33 ～ 1515

にこにこ広場もオープンから間もなく4年目。たくさんの子育てママとパパ、そして可愛い子どもたちに出会いました。今年度も明るく優しい気持ちで、子育て家庭の皆さんをお迎えしたいと思っています。

もちろんおじいちゃんおばあちゃんとの利用も大歓迎!! 4月から幼稚園・保育園に入園するお友達も、まだ利用されたことのない皆さんも、たくさん利用してくださいね。お待ちしています。

平成24年度
にこにこ広場の予定

開催曜日	開催内容
第1火曜日	ぶっくくらぶさんの読み聞かせ会・にこにこ誕生会
第1木曜日	保育士と遊ぼう（偶数月）…親子ふれあい遊びなど 保育士と遊ぼう（奇数月）…手作りおもちゃなど
第2火曜日	おっぱい・育児相談（要予約）
第2・4木曜日	ねんねこくらぶさんによるふれあいほっとタイム
第3木曜日	偶数月…子育てセミナー（要予約）
第3金曜日	言語相談日（要予約）
第4火曜日	食育（要予約）＊変更の場合あり
第4木曜日	奇数月…ベビーマッサージ（要予約）

＊セミナーの開催などについては、乳幼児健診や広報おおき・ホームページ・にこにこ通信などでお知らせします。

にこにこ相談広場

毎週金曜日は、にこにこ相談広場になっています。子どもの発達や言語・行動などが気になり、そのために子育てに困り感のある人（親子）のための相談の場です。毎月第3金曜日は専門の先生の相談も受け付けます。（要予約）

大好評！にこにこ食育

毎回、大好評のにこにこ食育。保育園の給食やおやつ作り、ママクッキング（キャラ弁）、食進さんによる旬の食材をつかった簡単でおいしいクッキングなど、和気あいあいと作られていました。「ワンポイントアドバイスが勉強になった」「調理を通じていろんなお母さんと交流ができてよかった」「家でもぜひ作ります」など、うれしい言葉がたくさん聞かれます。多くの参加をお待ちしています。

読み聞かせ会・誕生会
日時　4月3日㈫　10時30分～
場所　町子育て交流センター（支援センター）

保育士と遊ぼう
日時　4月5日㈭　10時30分～11時30分
場所　こっぽーっとホール（町総合体育館内）
持参物　タオル・飲み物

おっぱい・育児相談【要予約】
日時　4月10日㈫　9時30分～12時
場所　町子育て交流センター（同センター内相談室）

ふれあいほっとタイム
日時　4月12日㈭　10時～12時
場所　町子育て交流センター

子育てセミナー【要予約】
日時　4月19日㈭　10時30分～11時30分
場所　町子育て交流センター

言語相談・発達相談【要予約】
日時　4月20日㈮　10時～12時
場所　町子育て交流センター（支援センター）

食育（ママクッキング）【要予約】
日時　4月24日㈫　10時30分～11時30分
場所　町子育て交流センター
持参物　エプロン

ふれあいほっとタイム
日時　4月26日㈭　10時～12時
場所　町子育て交流センター

食育（離乳食後期）【要予約】
日時　4月27日㈮　9時30分～12時
場所　町健康福祉センター福祉棟・健康棟
持参物　エプロン・筆記用具（託児あり〔要予約〕）

「保育士と遊ぼう」と「読み聞かせ会・誕生会」は、当日参加も可。その他は事前予約が必要です。

がん検診で助かる命があります！

大木町では59人（5人に2人）が「がん」で命を落としています！

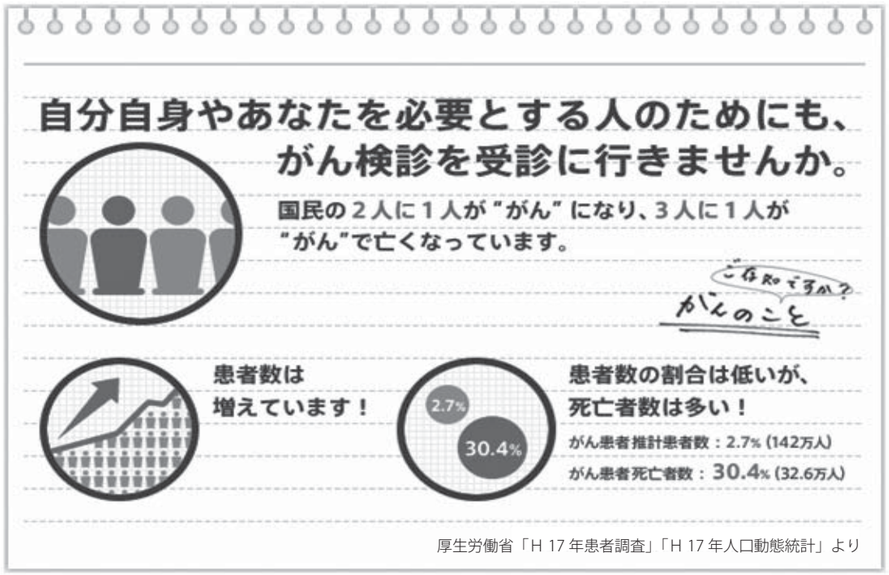

厚生労働省「H 17 年患者調査」「H 17 年人口動態統計」より

平成23年度がん検診結果

町では、毎年職場などで検診を受ける機会のない人を対象に、各種がん検診を行っています。平成 23 年度に実施したがん検診の主な結果についてお知らせします。

	大木町 平成 23 年度			福岡県 平成 22 年度
	対象者	受診者	受診率（平成 22 年度）	受診率
胃がん	4,164 人	274 人	6.6%（7.6%）	8.1%
子宮がん	3,405 人	539 人	24.7%（23.1%）	26.7%
肺がん	4,164 人	965 人	23.1%（24.2%）	9.0%
乳がん	2,764 人	326 人	24.3%（17.2%）	20.8%
大腸がん	4,164 人	558 人	13.4%（12.2%）	10%

平成 23 年度の検診では子宮がん、乳がん、肺がんが 1 人ずつ、大腸がんが 2 人見つかっています。症状が出てから病院にかかっても、病状がかなり進行している場合も少なくありません。健康に自信があるあなただからこそ、毎年の定期検診を習慣にしませんか？

集団がん検診のお知らせ

日程　6月5日㈫・7日㈭・10日㈰・7月3日㈫

※この日程で都合が悪い人は、11月にも実施しますので、ぜひ受診ください。

受付時間　8時～11時

場所　町健康福祉センター

料金
- 胃がん　500円
- 子宮がん　500円
- 乳がん　1000円（マンモグラフィ・視触診併用）
- 500円（視触診のみ）

※乳がんマンモグラフィは40歳以上の偶・数年生まれの人が対象です。（和暦による〔例：昭和46年〕）

申込み期限　4月27日㈮まで

※肺がん・大腸がん・前立腺がん・乳がんの町内医療機関での個別がん検診は6～9月に実施します。詳細は広報5月号でお知らせします。

問合せ・申込み先　役場健康福祉課健康づくり係 ☎32～1280（直通）

あなたの大切な愛犬を守るために

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

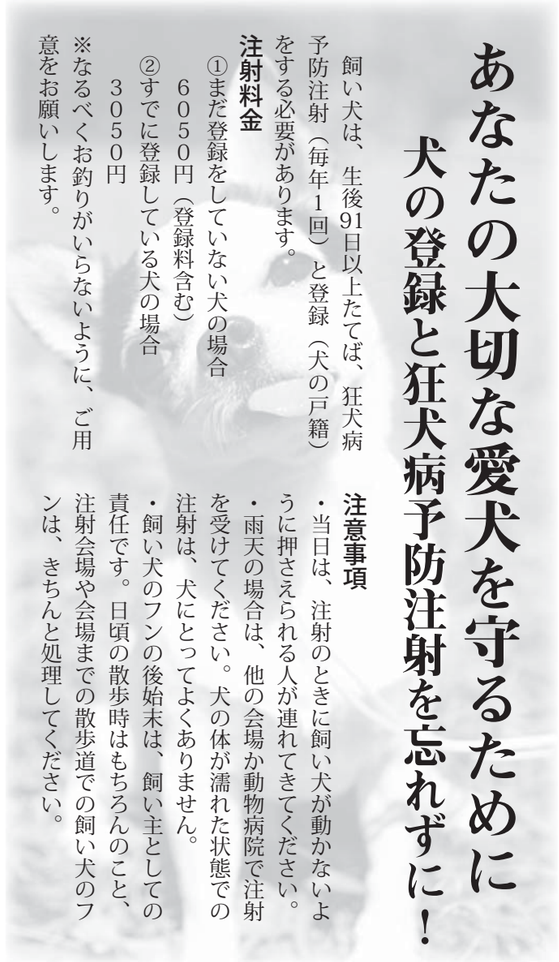

飼い犬は、生後91日以上たてば、狂犬病予防注射（毎年1回）と登録（犬の戸籍）をする必要があります。

注射料金

①まだ登録をしていない犬の場合
　6050円（登録料含む）
②すでに登録している犬の場合
　3050円

※なるべくお釣りがいらないように、ご用意をお願いします。

注意事項

・当日は、注射のときに飼い犬が動かないように押さえられる人が連れてきてください。
・雨天の場合は、他の会場か動物病院で注射を受けてください。犬の体が濡れた状態での注射は、犬にとってよくありません。
・飼い犬のフンの後始末は、飼い主としての責任です。日頃の散歩時はもちろんのこと、注射会場や会場までの散歩道での飼い犬のフンは、きちんと処理してください。

狂犬病予防集団注射日程

4月17日㈫	
13時～13時30分	道本区公民館前消防車庫
13時40分～14時10分	大溝保育園入口消防車庫
14時20分～14時50分	笹渕区公民館
4月18日㈬	
13時～13時40分	大木町運動公園
13時50分～14時20分	八町牟田下区お宮
14時30分～15時	大木町役場
4月19日㈭	
13時～13時30分	福間区構造改善センター
13時40分～14時10分	蛭池区公民館
14時25分～15時5分	大莞小学校 体育館北側

「狂犬病は過去の病気」と思っていませんか？

決して過去の病気ではありません。世界中の多くの地域では、現在も発生しています。特に東アジア地域の状況は深刻で、日本の近隣国でも多く発生しています。

狂犬病の犬に噛まれるなどして発病すると治療法がなく、ほぼ100％死亡する極めて危険な感染症です。

◎死亡・転居などで登録に変更がある場合は、役場環境課（環境プラザ内）☎33～2202まで、必ず連絡してください。

犬や猫の飼い主さんへのお願い

私達の生活において、犬や猫などのペットは心を癒し潤いを与えてくれます。そんなかけがえのないペットたちも飼い主のマナーやしつけによっては、周囲でのトラブルの原因になってしまいます。

ペットを飼うときは正しいマナーやしつけを心がけ、愛情と責任をもって飼いましょう。

犬の放し飼いはやめましょう！

犬は散歩するとき、庭にいるときでも必ずつないで飼いましょう。放し飼いをすると交通事故にあったり、病気をうつされたりするだけでなく、他人の庭でフンをしたり、人を噛むなど周囲の人たちに迷惑をかけるもとになります。

フンの始末は責任を持って行いましょう！

犬が散歩の時にするフンの始末は飼い主の最低限のマナーです。犬の散歩をするときは、スコップやビニール袋など、フンを取る道具を携帯するようにしましょう。犬も猫もきちんとしつければ自宅の決まった場所で排泄するようになります。

行方不明・迷い犬の連絡

ご家庭で飼っている犬が行方不明になった場合、迷い犬を見つけた場合は、役場環境課までご連絡ください。

どんな賢い犬でも迷子になることがあります。すぐに飼い主のもとに戻れるように首輪には鑑札や狂犬病予防注射済票を付けるようにしましょう。

天然温泉 大木の湯 アクアスだより

絵本のお話し会（入館料のみで楽しめます）

読み聞かせプロセスお話し会の皆さんをお迎えして、絵本のお話し会を行います。

日時　4月1日㈰　15時～
場所　アクアスフロント

鶴乃会演芸会（入館料のみで楽しめます）

鶴乃会の皆さんをお迎えして、演芸会を行います。

日時　4月15日㈰　13時30分～
場所　アクアス2階　掛川の間

おかげさまでアクアス14周年!!

4月29日㈷は一般の人は半額、会員は100円でご入館いただけます。（会員の人は会員証をご提示ください。）

菱の花・菱の子コーラス、手品サークルなどをお迎えしてイベントや女性ネットワークおおき主催のフリーマーケット「第14回なんでんかんでんくるっと市」（10時～）も開催！
※東日本大震災復興支援募金にご協力をお願いします。

お母さんいつもありがとう
～感謝の気持ちを似顔絵に～

描いていただいたお母さんの絵は、アクアス2階に5月13日㈰まで展示します。参加者には、ソフトクリームなど素敵な商品をプレゼント！フロントに画用紙をご用意していますのでお気軽にお尋ねください。

募集期限　4月8日㈰～5月6日(日)まで
受付　アクアスフロント

ゴールデンウィークイベント

100円でよかっ祭を開催。ビワミンやミニソフトクリームなど100円で提供します。紙芝居の読み聞かせやプールで宝探しなど、お子様向けのイベントも開催！

期間　5月3日㈷～5月6日㈰　　**場所**　アクアス

＊5月5日㈷こどもの日はお子様入館料100円！
入館者には先着でポン菓子をプレゼント！（数量限定）

フラダンス（入館料のみで楽しめます）

大木町ハワイアンフラの皆さんをお迎えしてフラダンスを披露していただききます。

日時　5月13日㈰　14時30分～
場所　アクアスフロント

あまおういちご狩り～お土産コース～

いちご1パックお持ち帰りと温泉・温水プールがついたお得なプランです。

期間　5月上旬まで（11時アクアス出発）
料金　中学生以上1,300円、 3歳～小学生 1,100円
※いちごは所定の容器に詰めます。(積高制限有り)
※2人以上での事前のご予約が必要となります。

不要になった鯉のぼり大募集！

家で眠っている使わなくなった「鯉のぼり」を譲ってもらえませんか！（返却不可）譲っていただいた鯉のぼりでアクアス周辺を魅力的に演出します。

募集期限　4月8日㈰まで

4月のアクアスお風呂案内

1日㈰	男性 - 和風呂　女性 - 洋風呂
3日㈫～8日㈰	男性 - 洋風呂　女性 - 和風呂
10日㈫～15日㈰	男性 - 和風呂　女性 - 洋風呂
17日㈫～22日㈰	男性 - 洋風呂　女性 - 和風呂
24日㈫～30日㈪	男性 - 和風呂　女性 - 洋風呂

休館日：2日㈪・9日㈪・16日㈪・23日㈪

問合せ先　アクアス☎33～2002

大木町シルバー人材センターだより

申込み・問合せ先　同センター ☎33～2207

■4月の入会説明会

日時　4月19日㈭　13時30分～15時
場所　役場西別館　2階会議室
入会資格　町内にお住まいで働く意欲のある60歳以上の人（男女問いません）

■シルバー活動リポート！

校区別会員奉仕活動

地域の皆さんからのご支援に対する感謝の気持ちを込め、今年も校区別会員奉仕活動を開催しました。

2月に行われた校区別会員懇談会で、日程や内容が話し合われ、その後、それぞれの校区の理事や地域班長による声かけで、当日はどの校区も半数近い会員が集まり精力的に奉仕活動を行いました。

就業現場見学会

広報2月号で募集したところ、午前・午後、延べ22人が参加されました。

道の駅やいちご栽培農家、きのこ事業所、石丸山公園などのシルバー人材センター会員が就業する現場を見学、それぞれの現場ではお忙しい中、発注者の皆さんが施設を案内され、仕事の内容を説明していただきました。

また、実際に就業する会員の話もあり、終了後には参加された人から「45年余り1つの仕事しかしていなくて、他の仕事を知りたかった。内容がよくわかってやる気になった。」「会員さんが、いきいきと仕事をされていて気持ちがよかった。」などの感想が寄せられました。

大溝校区は石丸山公園内と大溝駅周辺の清掃

木佐木校区と大莞校区は通学路の空き缶・ごみ拾い

おおき循環センターくるるんを見学（就業現場見学会）

健康棟を使って健康になろう！

申込み・問合せ先　☎33～2013

健康棟では、町民の皆さんに合った運動方法を提案し、継続できるようにサポートします。気軽に健康棟に足を運んでみませんか！

☆体力測定（事前予約が必要です）

一般的な体力測定はもちろん、高精度体内組成測定器で実施中！必ずあなたの運動計画がみつかります。

65歳未満の人　4月8日㈰　10時30分～12時
65歳以上の人　4月28日㈯　14時～15時30分
料金　一般500円　会員250円
※4・5・6月が誕生日の人は無料で測定できます。
誕生日が確認できるものをお持ちください。

☆高精度体内組成測定BOCA（無料）

あなたの体脂肪や、体の筋バランスなど、気になる部分を無料で測定できます。測定後は、専門スタッフによるカウンセリングと測定用紙をプレゼントしています。

日時　4月1日㈰　10時30分～12時
4月21日㈯　14時～15時30分

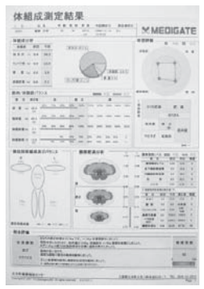

測定者には測定用紙を無料でプレゼント！

☆ふれあいウォーキング教室（無料）

当日、町健康福祉棟玄関前に集合。初めての人でも大丈夫です。「継続は力なり！」歩くことからはじめましょう！（雨天時は健康棟内で実施）

日時　4月5日㈭　9時～10時

※平成23年度の皆勤の人は、なんと5人!!健康の道は、あなたが歩いてつくるものです。4月は第1回目です。皆勤目指して歩きましょう！

～アクアススポーツクラブからのお知らせ～

子どもプール教室「きんぎょコース」

6月から始まるプールの授業に備えて、基本動作の習得を目的とします。顔付けが苦手な子でも大丈夫！

日時　4月14日㈯～6月23日㈯の毎週土曜日（全10回で5月5日㈷はお休み）18時～19時
場所　アクアスプール
対象　小学新1年生（小学新2年生可）
定員　15人（先着順）
料金　8000円（指導料・入館料込み）
※保護者送迎の際には、アクアス温泉無料にて入浴できる特典付き！
※ご家族にアクアススポーツクラブ会員がいる場合は、1000円割引中！
申込み・問合せ先　NPO法人アクアススポーツクラブ☎75～8171

広報おおき

町民カレンダー 2012 年

4 月

福祉巡回バス運行日

A－1	大溝校区（県道大和城島線東側）	4 月 4 日㈬・18 日㈬
A－2	大溝校区（県道大和城島線西側・蛭池、侍島地区）	4 月 5 日㈭・19 日㈭
B－3	木佐木校区（蛭池、侍島地区を除く）	4 月 11 日㈬・25 日㈬
B－4	大莞校区（全地域）	4 月 12 日㈭・26 日㈭

問合せ先　大木町社会福祉協議会 ☎32 ～ 2423

毎月第２水曜日は心の相談日

相談料は無料で、秘密厳守します。
日時　4 月 11 日㈬
　　14：00 ～ 15：30
場所　町子育て交流センター
※事前に申込みが必要です。
申込み先　役場健康福祉課福祉係
　　☎32 ～ 1060（直通）

4 月は未成年者飲酒防止強調月間です
お酒は 20 歳になってから

未成年者の飲酒は、体や心の発達が盛んな時期に悪影響を与えます。　福岡国税局・税務署

4 月 10 日は「交通事故死ゼロを目指す日」です
みんなで守る交通ルール　みんなで防ぐ交通事故

日	月	火	水	木	金	土
1 年度始め窓口開庁日 8：30 ～ 17：15 （生）こっぽーっとおはなしの森 14：00 ～ 14：30　こっぽーっと図書・情報センター （ア）絵本のお話し会 15：00 ～　アクアスフロント	**2**	**3** （社協）日中一時支援一日型 9：00 ～ 16：00　町健康福祉センター福祉棟 （ひ）英会話教室 10：00 ～ 12：00　町子育て交流センター （こ）にこにこ広場 読み聞かせ会・誕生会 10：30 ～ 11：30　町子育て交流センター	**4** 福祉バス巡回日Ａ－１ （ひ）English サークル 19：30 ～ 21：00　こっぽーっと図書・情報センター	**5** 福祉バス巡回日Ａ－２ （健）ふれあいウォーキング教室 9：00 ～ 10：00　町健康福祉センター玄関前集合 （社協）日中一時支援一日型 9：00 ～ 16：00　町健康福祉センター福祉棟 （農委）農業委員会総会 9：30 ～　役場３階第１会議室 （こ）子育てセミナー（保育士と遊ぼう） 10：30 ～ 11：30　こっぽーっとホール	**6** （総）春の交通安全運動 6 ～ 15 日まで （社協）一人暮らし交歓会	**7** （社協）日中一時支援一日型 9：00 ～ 16：00　町健康福祉センター福祉棟 （環）地区分別収集指導員講習会 13：30 ～ 14：30　こっぽーっとホール
8 窓口開庁日 9：00 ～ 13：00 （総）大木町消防団新入団員入団式 （式典）8：30 ～　町総合体育館 （生）菜の花さるこいウォーキング 2012 （受付）9：00 ～（スタート）10：00 ～ アクアス前集合 （環）町環境プラザ開所 10：00 ～ 17：00　町環境プラザ （生）こっぽーっとおはなしの森 14：00 ～ 14：30　こっぽーっと図書・情報センター	**9**	**10** （学）大木中学校入学式 10：00 ～ 12：00 （こ）おっぱい・育児相談 要予約 9：30 ～ 12：00　町子育て交流センター （ひ）英会話教室 10：00 ～ 12：00　町子育て交流センター （健）ポリオ予防接種（Ｈ 23.1 ～Ｈ 23.12 生および 90 か月未満のもれ者） 受付 13：15 ～ 13：45　町健康福祉センター健康棟 （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00　町健康福祉センター福祉棟	**11** （学）各小学校入学式 10：00 ～ 12：00 福祉バス巡回日Ｂ－３ （社協）無料法律相談 13：00 ～ 15：00　町健康福祉センター福祉棟 （健）3 歳児健診（Ｈ 21.1 ～Ｈ 21.3 生） 受付 13：15 ～ 14：00 町健康福祉センター健康棟 （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00　町健康福祉センター福祉棟 （ひ）English サークル 19：30 ～ 21：00　こっぽーっと図書・情報センター	**12** 福祉バス巡回日Ｂ－４ （こ）ねんねこくらぶ　ふれあいほっとタイム 10：00 ～ 12：00　町子育て交流センター （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00　町健康福祉センター福祉棟	**13**	**14** （社協）日中一時支援一日型 9：00 ～ 16：00　町健康福祉センター福祉棟
15 （道）いちごの日（あまおう特価販売） 9：30 ～　くるるん夢市場 （ア）鶴乃会演芸会 13：30 ～　アクアス「掛川の間」 （生）こっぽーっとおはなしの森 14：00 ～ 14：30　こっぽーっと図書・情報センター	**16**	**17** （ひ）英会話教室 10：00 ～ 12：00　町子育て交流センター （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00　町健康福祉センター福祉棟	**18** 福祉バス巡回日Ａ－１ （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00　町健康福祉センター福祉棟 （ひ）English サークル 19：30 ～ 21：00　こっぽーっと図書・情報センター	**19** 消防団防火の日 福祉バス巡回日Ａ－２ （こ）子育てセミナー 要予約 10：30 ～ 11：30　町子育て交流センター （シ）入会説明会 13：30 ～ 15：00　役場西別館 （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00 町健康福祉センター福祉棟	**20** 福祉給食（70 歳以上で調理が困難な人・希望者） （こ）言語相談・発達相談 要予約 10：00 ～ 12：00　町子育て交流センター （健）いきいきマタニティクラス 10：00 ～ 15：30　町健康福祉センター福祉棟 （総）行政相談 13：00 ～ 16：00　町健康福祉センター福祉棟	**21** （社協）日中一時支援一日型 9：00 ～ 16：00　町健康福祉センター福祉棟
22 窓口開庁日 9：00 ～ 13：00 （環）町環境プラザ開所 10：00 ～ 17：00　町環境プラザ （生）こっぽーっとおはなしの森 14：00 ～ 14：30　こっぽーっと図書・情報センター	**23** 農地法関係書類提出締切日	**24** （ひ）英会話教室 10：00 ～ 12：00　町子育て交流センター （健）ポリオ予防接種（Ｈ 23.1 ～Ｈ 23.12 生および 90 か月未満のもれ者） 受付 13：15 ～ 13：45　町健康福祉センター健康棟 （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00　町健康福祉センター福祉棟	**25** 福祉バス巡回日Ｂ－３ （健）乳児健診（Ｈ 23.6 生・Ｈ 23.12 生） 受付 13：15 ～ 14：00　町健康福祉センター健康棟 （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00　町健康福祉センター福祉棟 （ひ）English サークル 19：30 ～ 21：00　こっぽーっと図書・情報センター	**26** （ア）毎月恒例！風呂の日 福祉バス巡回日Ｂ－４ （こ）ねんねこくらぶ　ふれあいほっとタイム 10：00 ～ 12：00　町子育て交流センター （社協）日中一時支援放課後型 15：00 ～ 18：00　町健康福祉センター福祉棟	**27** （こ）らくらく離乳食教室（後期） 9：30 ～ 12：00　町健康福祉センター福祉棟・健康棟	**28** （社協）日中一時支援一日型 9：00 ～ 16：00　町健康福祉センター福祉棟 （議）第２回景観ワークショップ 13：30 ～ 16：00　町子育て交流センター
29 昭和の日 （ア）アクアス 14 周年記念イベント	**30** 振替休日 **（環）廃プラスチックごみの収集は 5 月 1 日㈫に振替えます** 対象地区：大莞・横溝・上白垣					

2 週間以上続く不眠は「うつ」のサインかも・・・

お父さん、眠れてる？

「うつ」の症状の中で、もっとも自覚しやすいものは「不眠」です。「たかが眠れないくらいで」と思わず、かかりつけのお医者さんや専門機関へ相談してみてください。

ようこそ絵本の世界へ　こっぽーっとおはなしの森

こっぽーっと図書・情報センターでは、毎週日曜日に絵本の読み聞かせや手遊びなどの催しを行っています。午後のひととき、親子で絵本の世界を楽しみませんか。無料で、予約も不要です。
日時　毎週日曜日 14:00 ～ 14:30（第 5 週はお休み）
場所　こっぽーっと図書・情報センター 2 階
　　おはなしのコーナー

行事予定表に掲載している日時・場所などは変更になる場合がありますので、回覧板などにもお目通し願います。

今月の納付

◆軽自動車税（年額）
税務町民課固定資産税係
◆水面使用料（年額）
建設水道課庶務係
税金は納期限内に納めましょう。
（納期限を過ぎると延滞金がかかることがあります。）
納税は口座振替が便利です。

日曜祝日在宅当番医

1 日	福田病院（外科）	0944-87-5757	大川
	溝田医院（内科）	0944-86-3238	大川
	富田病院（内科）	0942-62-3121	城島
	吉村医院（内科）	0942-64-2443	三潴
8 日	高木病院（外科）	0944-87-0001	大川
	足達消化器科整形外科医院	0944-86-2688	大川
	安本病院（内科）	0942-64-2032	三潴
	たなか医院（内科）	0944-33-0075	大木
15 日	福田病院（外科）	0944-87-5757	大川
	宿里医院（内科）	0944-86-4069	大川
	富田病院（内科）	0942-62-3121	城島
	野口医院（内科・耳鼻科）	0944-32-1103	大木
22 日	高木病院（外科）	0944-87-0001	大川
	おおかわﾒﾝﾀﾙｸﾘﾆｯｸ（精神科）	0944-88-1275	大川
	安本病院（内科）	0942-64-2032	三潴
	上野医院（内科）	0942-62-3156	城島
29 日	福田病院（外科）	0944-87-5757	大川
	酒井小児科内科医院	0944-87-2200	大川
	富田病院（内科）	0942-62-3121	城島
	安本病院（内科）	0942-64-2032	三潴
30 日	高木病院（外科）	0944-87-0001	大川
	安本病院（内科）	0942-64-2032	三潴

大木町役場
☎0944-32-1013（代表）

≪主な公共施設≫
こっぽーっと図書・情報センター
☎0944-32-1047
大木町子育て支援センター
☎0944-33-1515
大木町総合体育館
☎0944-32-1288
大木町環境プラザ
☎0944-33-2202

（議）議会　（総）総務課　（企）企画調整課　（税町）税務町民課　（こ）こども未来課　（健）健康福祉課　（産）産業振興課　（建）建設水道課　（環）環境課（環境プラザ）　（学）学校教育課
（生）生涯学習課　（出）出納室　（農委）大木町農業委員会　（選管）大木町選挙管理委員会　（社協）大木町社会福祉協議会　（体協）大木町体育協会　（ホ）こっぽーっとホールイベント企画運営委員会　（文）大木町文化協会
（ひ）ひしのみ国際交流センター　（シ）大木町シルバー人材センター　（ア）アクアス　（道）道の駅おおき

くらしの情報

■裁判所職員採用試験

募集種目　総合職（①院卒者【法律・経済区分】②院卒者【人間科学】③大卒程度【法律・経済区分】④大卒程度【人間科学】⑤一般職（大卒程度）
応募期間　インターネット：4月5日㈭9時30分～11日㈬または郵送：4月2日㈪～16日㈪
第1次試験日　6月3日㈰
問　①③⑤福岡地裁人事課☎092～781～3141（内線3159～3161）②④福岡家裁総務課☎092～510～0403
H　http://www.courts.go.jp/

■自衛官（特別職国家公務員）採用試験

募集種目　①自衛隊幹部候補生（一般・飛行）②歯科幹部候補生（技術）③薬剤科幹部候補生（技術）
応募資格　日本国籍を有する人で、平成25年4月1日現在、①22歳以上26歳未満で大学を卒業した人（平成25年3月卒業見込みを含む）②専門の大学を卒業した人（平成25年3月卒業見込みを含む）で、20歳以上30歳未満の人③専門の大学を卒業した人（平成25年3月卒業見込みを含む）で、20歳以上26歳未満の人（専門の大学院修士課程修了者（見込み）は28歳未満）
応募期間　4月27日㈮まで
第1次試験日　【①～③の飛行を除く】5月12日㈯、【飛行のみ】5月13日㈰
問　自衛隊福岡地方協力本部柳川地域事務所☎72～7794

■福岡県立久留米高等技術専門校生徒募集

訓練科名　①パソコン初級科1期（6月6日㈬～3か月課程）②OA簿記会計科1期（デュアル）（6月6日㈬～4か月課程）③ガーデンプランニング科（6月6日㈬～6か月課程）
応募資格　離転職者等で転職・再就職を希望する人
定員　①25人②20人③15人
募集期間　4月27日㈮まで
選考日　①5月9日㈬②5月10日㈭③5月11日㈮
経費　受験料および授業料は無料（教科書代などが必要）
問　同校☎0942～32～8795

■福岡県立大牟田高等技術専門校生徒募集

訓練科名　①パソコン初級・中級連続養成科（6月1日㈮～5か月課程）②データースマスター科（6月1日㈮～3か月課程）
応募資格　雇用保険受給資格者またはハローワークから受講推薦を受けることができる人で、訓練後、関係職種へ就職を希望される人
定員　①30人②20人
募集期間　4月25日㈬まで
選考日　①5月10日㈭②5月11日㈮
経費　受講料無料（教科書代などが必要）
問　同校☎54～0320

■危険物取扱者試験

種類　甲種・乙種全類・丙種
日時　6月17日㈰10時～
会場　久留米大学御井学舎
願書受付期間　願書申請（書面）：4月16日㈪～27日㈮または願書申請（電子）：4月13日㈮～24日㈫
願書配布・問合せ先　三潴消防署警防課☎0942～62～2185
【乙種第4類受験準備講習会】
日時　6月3日㈰9時～17時
会場　三潴消防署「会議室」
問合せ・申込み先　三潴消防署警防課☎0942～62～2185

■和佐野喜代隆写真展「英彦山の四季」

英彦山に魅せられ写真を撮り続けたアマチュアカメラマン和佐野喜代隆さんの写真展です。
期間　4月3日㈫～30日㈪（毎週月曜日および毎月第3木曜日は休館）
時間　10時～18時（最終日は17時）
会場　こっぽーっと図書・情報センター
入場料　無料
問　小さな小さな美術館☎090～5925～4469

おおき女性ホットライン

夫やパートナーからの暴力やセクハラ（性的な嫌がらせ）など、女性からのさまざまな相談を受け付ける専用電話相談窓口です。相談は、専門の女性相談員がお受けしますので、安心して相談できます。相談料は無料で、秘密厳守します。
電話番号　☎092～513～7337
受付日時　毎週月～金曜日（祝日を除く）　10時～17時
問合せ先　役場こども未来課☎32～1066（直通）

■交通事故の相談

福岡県交通事故相談所では、交通事故にあわれた人が問題を円滑に解決するため、無料で相談に応じています。今まで福岡県柳川総合庁舎に開設していた同相談所柳川支所は3月末で廃止し、4月以降は旧柳川支所での巡回相談を行います。交通事故相談を利用される人は、旧柳川支所での巡回相談または交通事故相談所（福岡県庁1階、面談・電話相談）をご利用ください。
巡回相談日　原則毎週木曜日（第5木曜日を除く）
※変更になる場合がありますので、詳細は福岡県ホームページまたは問合せ先へ確認をしてください。
時間　10時～16時（受付：15時まで）
問　福岡県交通事故相談所☎092～643～3168
H　http://www.pref.fukuoka.lg.jp/

■「法テラスの日」特別法律相談

日本司法支援センター（法テラス）では、4月10日の「法テラスの日」にちなみ、その前後において、弁護士または司法書士による無料法律相談を開催します。
【法テラス久留米相談所】
日時　4月13日㈮13時～16時
予約開始日　4月2日㈪9時～
予約電話番号　050～3383～5501または050～3383～5502
【弁護士会：①久留米法律相談センター②柳川法律相談センター】
日時　①4月10日㈫10時30分～12時30分、13時～16時②4月12日㈭13時～16時
予約開始日　4月2日㈪9時～
予約電話番号　0942～30～0144
【司法書士会：筑後総合相談センター】
日時　4月10日㈫13時～16時
予約開始日　4月2日㈪10時～
予約電話番号　0942～72～2640

■子どもの養育費等に関する法律相談

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の養育費などの生活上の問題に関する弁護士による無料法律相談を実施しています。
日時　4月18日㈬13時～15時
会場　柳川市内
申込み方法　4月17日㈫までに同センターに予約をしてください。（先着順（4人まで）で1人当たりの相談時間は約30分）
予約電話番号　092～584～3931
H　http://fukuoka-kenboren.jp/legal

■司法書士による女性のための無料法律相談会

福岡県青年司法書士協議会では、女性が抱える多重債務・生活保護・セクハラ・離婚・DVなどの相談に応じます。秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。
日時　4月22日㈰10時～16時
会場　福岡市内
相談電話番号　092～724～9505
面談予約電話・問合せ先　同協議会（西嶋）☎092～407～0813

■「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」が制定されました

深刻な状況にある福岡県の飲酒運転を撲滅するため、県議会議員の提案により、全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例が制定されました。
飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない」という決意のもと、県民、事業者、県、市町村などが力を合わせ、飲酒運転のない、安全で安心して暮らせる社会をつくりましょう。
問　福岡県生活安全課☎092～643～3167

ご存知ですか行政相談

問　役場総務課☎32～1035（直通）

大木町では、中村重行委員（☎33～2218）が定期的に相談所を開き、また、自宅でも相談を受付けています。相談は無料で、秘密は厳守しますので気軽に相談してください。

日　時　4月20日㈮13時～16時
場　所　町健康福祉センター
相談員　中村重行委員
内　容　国や県、独立行政法人などの仕事に関する要望や苦情相談

お得で便利な有明佐賀空港をご利用ください

お得情報❶　駐車場が無料です！
空港ターミナルビルのすぐ目の前に無料駐車場（約800台収容）を完備しています。24時間巡回警備をしていますので、長時間の駐車でも安心です。
お得情報❷　空港直行！リムジンタクシー
航空機の発着時間にあわせて乗合制のリムジンタクシーを運行しています。空港直行なので乗り換えは不要です。ご利用の際は、前日17時までにご予約ください。なお、有明佐賀空港に午後到着する便は、当日の到着予定時刻の3時間前まで予約が可能です。
主な乗降場所　大木町役場前、イケヒコ・コーポレーション前、みずま高邦会病院前、ＪＡ福岡大城大溝支所前
運行会社　丸金タクシー（4～6月（予定））☎0942～62～3151
運賃　大人片道1,200円／小人運賃（満12歳未満）は大人運賃の半額
問合せ先　佐賀県空港・交通課☎0952～25～7104

ちくご路かわら版　～久留米広域圏情報～

長野水神社春の大祭

大石・長野水道を作った五庄屋をまつる長野水神社（五霊社）は、桜の名所で、春の大祭では、浦安の舞が奉納され、境内には出店が並び、多くの参拝客が訪れます。

日時　4月8日㈰
10時30分～20時
場所　うきは市吉井町桜井の長野水神社
問　うきは市観光協会吉井支局
☎0943～76～3980

持木地区のたけのこ掘り

竹林品評会で農林水産大臣賞受賞の見事な竹林で、ご家族、ご友人と旬のたけのこ掘りを楽しみませんか。
地元特産の十割そばや農産加工品も好評です。

日時　4月8日㈰　10時～15時
場所　うきは市浮羽町妹川の持木地区
問　うきは市観光協会浮羽支局
☎0943～77～5611

浮羽おくんち

600年以上続く大祭で、市指定無形文化財の振毛槍、子ども楽、神輿、稚児行列などが時代絵巻のようです。境内には、出店が並びにぎわいます。

日時　4月11日㈬
10時30分～20時
場所　うきは市浮羽町山北の賀茂神社
問　うきは市観光協会浮羽支局
☎0943～77～5611

春の大川木工まつり2012

家具・建具の展示販売や総額300万円相当の家具プレゼントなどを開催します。また、15日の10時からは「春の和太鼓まつり」が同時開催されます。

日時　4月14日㈯～15日㈰
9時～18時
場所　大川産業会館ほか
問　春の大川木工まつり実行委員会（事務局：㈳大川家具工業会）
☎87～2090

久留米つつじマーチ

5・10・20・40㎞の4コースを、自然あふれる耳納連山や筑後川、色とりどりの久留米つつじなどを楽しみながら歩くウオーキング大会です。日本マーチングリーグ公式大会になっています。
参加料：大人1,500円(2,000円)。小学生～高校生700円（1,000円）。
※4月13日㈮までの申込みが必要。かっこ内は、当日申込みの場合。2日間でも1日だけでも同額。

日時　4月14日㈯～15日㈰
場所　久留米市中央公園（久留米市東櫛原町）
問　久留米つつじマーチ実行委員会（久留米観光コンベンション国際交流協会内）
☎0942～31～1777

肥後街道宿場を歩く

江戸時代から続く古い町並みや家具・建具・組子・彫刻などの職人の技を歩きながら楽しめます。われら職人展、酢蔵開き、スタンプラリーなどのイベントや観光ボランティアが案内する町歩きで皆さんをお待ちしています。

日時　4月28日㈯～29日㈰
9時30分～17時
※29日は16時30分まで
場所　旧吉原家住宅、庄分酢ほか
問　旧吉原家住宅 ☎86～8333

エツ解禁と感謝祭

エツは日本で唯一有明海周辺にしか生息しない貴重な魚です。5月1日の漁の解禁とあわせて、漁の安全と豊漁を祈願し、エツを供養する感謝祭が行われます。

日時　5月1日㈫　10時～
場所　エツ大師堂（久留米市城島町）
問　エツ感謝祭実行委員会（久留米南部商工会内）☎0942～64～3649

第22回筑後吉井の小さな美術館めぐり

清流や白壁の町並みを背景に土蔵や民家を美術館に見立てて、創作活動を続けている人たちの作品・コレクションや先人たちの遺作などを展示します。ぜひ楽しくめぐりながら、多彩な作品をごらんください。

日時　5月3日㈷～5日㈷
10時～16時
場所　うきは市吉井町の白壁通りほか
問　うきは市観光協会吉井支局
☎0943～76～3980

一の瀬焼春の陶器祭り

伝統を受け継ぐ陶器の里で、6軒の窯元が個性ある新作の陶器を発表します。炎が作り出す芸術と人の技が形作る土のぬくもりをお楽しみください。

日時　5月3日㈷～6日㈰
10時～16時
場所　うきは市浮羽町朝田の一の瀬焼窯元
問　うきは市役所 農林・商工観光課 ☎0943～75～4975

大堰神社水天宮大祭

床島堰建設に尽くした草野又六と五庄屋を祭る神社の大祭で、ひょうたんの形をした水難よけのお守りが特徴的です。境内には縁日の屋台も出ます。

期日　5月5日㈷
場所　大堰神社（大刀洗町冨多）
問　大刀洗町役場産業課 ☎0942～77～6201

平成24年度地球温暖化防止対策支援
補助金の募集を開始します！

現在、私たちの使っているエネルギーの大半は石油に頼っています。そして、石油を燃やすことで空気中の二酸化炭素が増え、地球温暖化により深刻な環境問題を引き起こしています。子どもたちの未来のためにも、化石燃料の使用を減らし、環境に悪影響を与えない自然エネルギーへの転換が必要になっています。中でも、太陽光は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素や有害な排気ガスを出さないで、太陽が照り続ける限り電気や熱を供給し続ける全くクリーンなエネルギーのひとつです。
町では、町内家庭への自然エネルギーの普及や省エネルギー活動の啓発、実践を進めていくために、住宅に太陽光発電システムや太陽熱温水システムを設置する家庭を支援します。

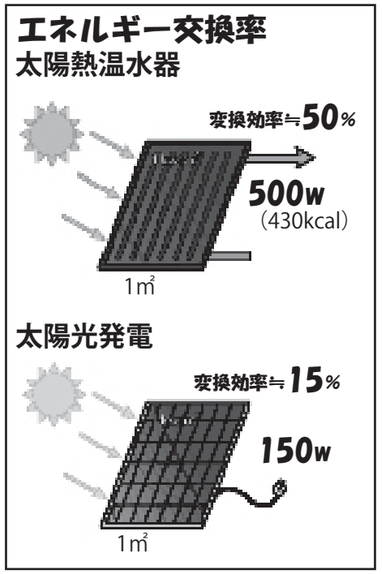

太陽エネルギー利用設備整備事業

自らが居住するための町内の住宅に、平成24年度中に次に定める要件を満たす太陽エネルギー利用設備を設置する場合

①太陽光発電設備
・太陽電池の出力が10ｋｗ未満・電力会社と電灯契約および余剰電力の受給契約を締結できること

②太陽熱利用設備
・給湯や空調を目的とした太陽熱温水器などであること

①②共通事項
・未使用品であること（中古品は対象外）
・平成25年2月末日までに設置を完了できること

《補助金額および募集件数》

①太陽光発電設備
補助金額　1ｋｗ当たり1万5000円で上限3ｋｗまで（最高4万5000円以内）
募集予定件数　50件

②太陽熱利用設備
補助金額　設備設置費用の10分の1以内（最高5万円以内）
募集予定件数　14件

《募集期間》　4月2日㈪から随時受付け、予定募集件数になり次第締切ります。

申込み・問合せ先
役場環境課（町環境プラザ内）☎33～2202（直通）

合併処理浄化槽を設置しませんか
単独処理浄化槽・汲取り式便槽からの転換に対して20万円の上乗せ補助は今年度で終了します

町内を縦横にめぐり、面積の14％を占める掘割は、生活や農業を営むうえでなくてはならない貴重な財産です。
今、この掘割の水が病んできています。悪臭を放つほど汚れているところも少なくありません。その汚れの原因の一つが、台所や風呂場、洗面所などから流される生活雑排水が掘割に垂れ流しの状態にあることです。そこで、町では、し尿と生活雑排水の両方を処理し、生活雑排水の汚れの約90％を浄化することができる「合併処理浄化槽」の設置を進めています。
町では「合併処理浄化槽」を設置するときの負担を減らし設置台数を増やすため、単独処理浄化槽と汲み取り式便槽から合併処理浄化槽へ設置替えされる場合、補助金を20万円増額します。（今年度で終了）

合併処理浄化槽設置補助金

人槽区分	補助金額（通常）	単独処理浄化槽および汲み取り式便槽からの転換の場合
5人槽	332,000円	532,000円
7人槽	414,000円	614,000円
8人槽	548,000円	748,000円

合併処理浄化槽の設置を希望される人は、事前に補助金の交付申請の手続きが必要です。詳しくは、役場環境課（環境プラザ内）☎33～2202（直通）へ問い合わせください。

「ふくおかエコライフ応援サイト」または「ふくおかエコライフ応援ｂｏｏｋ（福岡県環境家計簿）」を参考に、電気使用量の節約など省エネルギー・省資源に取り組んでいただく家庭を募集します。

身近なところから地球温暖化防止の取り組みをはじめませんか。

対象　県内に在住する世帯

参加方法　町役場環境課に備え付けの申込書を提出いただくか、福岡県ホームページから申し込むことができます。参加申込みは随時受け付けます。

福岡県ホームページ：http://www.ecofukuoka.jp/

取組み内容

第1ステージ　電気使用量

第2ステージ　電気使用量、ガス使用量、水道使用量

第3ステージ　電気使用量、ガス使用量、水道使用量、ガソリン・軽油使用量、灯油使用量、可燃ごみ排出量

取組み対象期間、取組み結果提出時期など

①上半期（4月～9月）分は11月末までに取組み結果を提出

②下半期（10月～翌年3月）分は翌年5月末までに取組み結果を提出

半期ごとに郵送、メールおよびホームページサイトから提出いただきます。

参加賞など　取組み結果を提出していただいた世帯の中から、抽選で県産米などの参加賞・努力賞を進呈します。

また、優秀世帯は表彰し、表彰状と副賞を進呈します。

その他　「ふくおかエコライフ応援ｂｏｏｋ」は、役場環境課窓口か福岡県ホームページで手に入れることができます。

問合せ先　福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係
☎０９２～６４３～３３５６
役場環境課（環境プラザ内）
☎３３～２２０２

今年も住宅改修事業補助制度を実施します！

今年度までの事業です

この制度は、町内施工業者によって住宅を改修される場合に限り、その費用の一部を町が補助する制度です。住宅改修工事の予定のある人は産業振興課までご相談ください！

平成22年度から今年度までの3か年事業となっています。

☆補助対象住宅・補助対象工事

1町民の皆さんが町内に所有する専用住宅、併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分を対象とします。

2町内の施工業者が行う工事費が、10万円以上３００万円以下（消費税別）のもので、申込み年度末までに終わる改修工事が対象となります。

※本補助の交付決定前に着工しているものについては対象となりません。

☆補助金額

改修工事費用（消費税別）の1割に相当する金額（上限10万円で千円未満切り捨て）

☆申込み者の資格（すべてに該当）

①申込み日において、町内に住民登録または外国人登録をしている人

②補助の対象となる住宅に居住している世帯主

③対象となる改修工事について、町で実施しているほかの補助金などを受ける予定がない人

④町税などの税金（料金）や各種資金の貸付けについて、滞納していない人（生計を一にする同一世帯の人を含む。）

⑤暴力団などの構成員でないこと

【改修工事の例】

屋根・天井・外壁・内壁・床の改修、防音・断熱・間取りの変更工事、浴室・台所・トイレなど水回りの改修、耐震工事など居住部分のみの改修が対象となります。

※ただし、門扉や塀などの外構工事、家具や電気製品の購入などは対象外です。

問合せ先　役場産業振興課
☎32～1063（直通）

連休中は燃やすごみ・プラスチック類の振替回収を行います！

問合せ先　役場環境課
（町環境プラザ内）
☎33～2202（直通）

燃やすごみとプラスチック類の回収については、今年1月から回収日が祝日になった場合、翌日などに振り替えて回収することにしています。ゴールデンウィーク中は大きく変わりますのでご注意ください。以後の振替日については毎月広報紙（町民カレンダー）でお知らせしますのでお間違えのないようにお願いします。

回収地区	ごみの種類	変更日程
大莞地区・横溝・上白垣	プラスチック類	4月30日(月)⇒5月1日(火)
大莞地区・横溝・上白垣	燃やすごみ	5月3日(木)⇒5月2日(水)
大角・福土・笹渕・前牟田 横溝油屋	プラスチック類	5月4日(金)⇒5月7日(月)
木佐木地区	プラスチック類	5月5日(土)⇒5月7日(月)

※平日収集については変更ありません。また、生ごみの収集は通常どおりです。

町役場内の飲料用自動販売機を撤去しました

町役場内に2台設置していた飲料用自動販売機を撤去しています。これは大木町環境審議会の答申によるごみの発生抑制対策、また地球温暖化防止対策に向けた使用電力削減の一つとして行っています。役場に来られた時に利用されていた人もいらっしゃるとは思いますがご理解のほどよろしくお願いします。

「なんでんかんでんくるっと市」事前説明会

4月29日㈷に開催する「なんでんかんでんくるっと市」に出店を希望される皆さんへの事前説明会を行います。出店を希望する人は、申込金を持参され参加ください。

日時　4月6日㈮　20時～
場所　町健康福祉センター
ボランティア室
申込金　500円（1区画）
主催　女性ネットワークおおき

平成24年度 厚生労働省慰霊巡拝のお知らせ

巡拝予定地域	実施予定時期	募集人員
【旧ソ連】イルクーツク州	8月31日(金)～9月10日(月)	15人
【旧ソ連】ザバイカル地方	9月3日(月)～9月14日(金)	15人
【旧ソ連】ハバロフスク地方	9月7日(金)～9月14日(金)	15人
【旧ソ連】沿海地方	9月27日(木)～10月4日(木)	15人
中国東北地区	9月3日(月)～9月12日(水)	10人
東部ニューギニア	11月10日(土)～11月17日(土)	30人
北ボルネオ	12月5日(水)～12月13日(木)	15人
トラック諸島	1月19日(土)～1月26日(土)	15人
マリアナ諸島	1月19日(土)～1月26日(土)	15人
フィリピン	2月13日(水)～2月22日(金)	60人
マーシャル・ギルバード諸島	3月2日(土)～3月10日(日)	20人
硫黄島（第1次）	7月3日(火)～7月4日(水)	100人
硫黄島（第2次）	11月13日(火)～11月14日(水)	100人
硫黄島（第3次）	2月26日(火)～2月27日(水)	100人

【参加資格】

戦跡慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の遺族〔配偶者（再婚した人を除く）、父、母、子、兄弟姉妹〕および弾力的運用〔戦没者の孫、参加する遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、甥、姪（※自費参加などの条件あり）〕の人で実施時期において原則80歳以下である人

※詳細は、福岡県福祉労働部保護・援護課☎092～643～3301までお問い合わせください。

※予定時期、期間、人員は、変更する場合があります。

3月1日 走る広告事業がスタート！

初年度は 42万円の収入！

抜け出せない景気の低迷により、町の主な財源である町民税などの収入が減少しています。

町では、新たな財源の確保のため、公用車に広告を掲載し広告収入を得る「走る広告事業」を3月1日からスタートし、広告を掲載した公用車が町内を走っています。

1月から町の広報紙やホームページで広告掲載の募集を行ったところ、3社から8台の募集があり、42万円の収入を得ました。今後も「走る広告事業」の拡大やその他の広告収入も含め、新たな財源の確保に努める計画です。

問合せ先　役場企画調整課 ☎32～1036（直通）

広告を掲載した公用車が町内を走っています！

町の景観について知ろう！ 第2回 大木町景観に関するワークショップ 参加者募集！

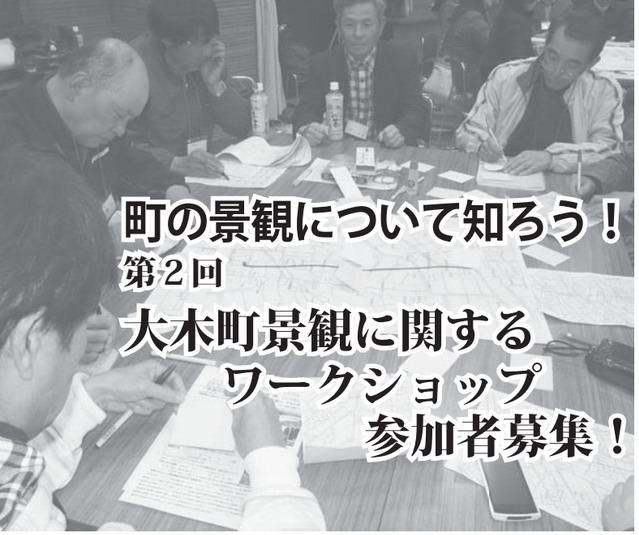

日時　4月28日(土)
13時30分～16時（13時～受付）

場所　町子育て交流センター2階

主催　大木町議会
㈳福岡県建築士会景観整備機構

将来の大木町の姿、景観、土地利用計画などのルール作りの基礎資料とするため、町民との協働作業で探っていくワークショップ（第2回目）を開催します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

第2回目は、「大木町を知ろう！」と題して、第1回目の意見を少し掘り下げて大木町を知りましょう。

第1回目は、140人の参加があり、景観についての説明の後、「大木町を見てみよう」と題して、参加者は9つのグループに分かれて、大木町を散策しました。

散策後、グループごとに「好きなところ」「嫌いなところ」などを記入し模造紙に貼り付けて発表しあい、多くの気づきを共有し、大変盛り上がりました。

第2回目は、「大木町を知ろう！」第3回目は「大木町を考えよう！」第4回目は「どげんすんね！」の予定です。ますます楽しくなっていきます！

参加希望の人は、住所、氏名、年齢、所属などを記載したものをFAX、電話で4月13日(金)までに申し込みください。

申込み・問合せ先　町議会事務局
☎32～1249（直通）
FAX32～1054

消防自動車売ります！

消防自動車の更新に伴い、旧車両をヤフー株式会社が運営する公有財産売却システムを利用して入札します。入札に参加するには事前に準備が必要となります。

事前に準備するもの
Yahoo! JAPAN ID の取得
メールアドレスの認証
クレジットカード（入札保証金納付のため）

手続き　http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/help/help02.html

申込方法　http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/help/help03.html

参加申込み期間　4月9日(月)13時～4月26日(木)14時まで
http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_fko_oki_town

下見会　4月18日(水)14時～16時まで　町子育て交流センター（大木町大字八町牟田643番地1）駐車場

入札期間　5月15日(火)13時～5月22日(火)13時まで

重要事項（必ずご確認ください）
- 車両のみの売却となり、サイレン、無線、赤色灯およびポンプなどの消火備品は付きません。
- 側面の文字およびイラストは消去します。
- 一時抹消登録を行います。
- 車両の登録および輸送の費用は購入者の負担です。
- 長期使用により車体に傷があります。
- その他については、4月9日(月)13時以降、公有財産売却システムで確認してください。

【車両情報】
ニッサン　アトラス
初年度登録年月日　平成8年11月
乗車定員　9人　走行距離　8,239㎞（3月7日現在）
※走行距離は引渡し時までに増加することがあります。
長さ472㎝　幅178㎝　高さ213㎝　排気量1.99ℓ

問合せ先　役場総務課 ☎32～1035（直通）

自動体外式除細動器（AED）を貸出します！

久留米広域消防本部では、4月1日から、管内で開催されるスポーツ大会や大勢の人が集まる各種イベントなどを対象に「AED」の貸出し事業を始めます。

貸出条件
- 原則として、医療従事者またはAEDの取扱いを含む救命講習などを修了した者がイベント開催中会場に配置されること
- 会場にAEDの設置表示ができること
- 営利目的に使用しないこと
- 故意または過失によってAEDを亡失、破損または消耗させた場合はAEDを現状に復し返却すること
- 返却時は、「AED使用実績報告書」を提出するとともに消防本部の点検・確認を受けること

貸出期間　最長7日間

申込み方法　貸出を受けようとする日の2週間前までに「AED貸出申請書」に必要事項を記入のうえ、三潴消防署に提出してください。

AEDの管理
- AEDは取扱説明書に従い適切に使用すること
- AEDを処分、転貸または譲渡しないこと
- AEDを目的外に使用しないこと

※消防本部は、AEDの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負いません。

申込み・問合せ先
三潴消防署 ☎0942～62～2185

申請書のダウンロードはこちらから
http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/index.html

春を満喫！菜の花の香りに誘われておおきをさるこい！
菜の花さるこいウォーキング2012は
4月8日(日)に変更になりました！

広報３月号では、４月１日㈰に開催とお知らせしていましたが、菜の花の育成状況に遅れが見られたため、次の通り変更となりました。

日時　4月8日(日)　受付：9時～
　　スタート：10時《小雨決行》

受付場所　天然温泉大木の湯
　　「アクアス」前広場
参加費　一般500円　3歳～小学生300円
問合せ先　こっぽーっと図書・情報センター
　　☎32～1047（月曜日休館）

ファミリー・サポート・センターくるめ
お願い会員登録会（登録無料）

ファミリー・サポート・センターは地域の中で「子育てのお手伝いをしたい人」と「子育ての手助けをしてほしい人」が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティアの組織です。

ファミリー・サポート・センターでは、次の日程で、お願い会員（援助を受けたい人）の登録会を行います。

日時　5月12日(土)　10時～12時
場所　町子育て交流センター２階　会議室
内容　ファミリー・サポート・センターの説明とボランティアについてなど
対象　３か月の乳幼児から小学生の子どもの育児援助を受けたい人
託児　無料（申込みが必要です）
申込み方法　5月10日㈭までに住所・氏名・電話番号・託児の有無を電話・FAX・電子メールでファミリー・サポート・センターくるめへ申し込みください。☎0942～37～8888　FAX0942～37～8822　Eメール famisapo@ktarn.or.jp

ポリオ集団予防接種のお知らせ

期日　4月10日㈫・24日㈫
受付時間　13時15分～13時45分
会場　町健康福祉センター健康棟
対象者　平成23年1月～12月生まれおよび７歳６か月未満の未接種者
持参物　母子手帳・予診票
※予約は必要ありません。直接会場へお越しください。
問合せ先　役場健康福祉課健康づくり係 ☎32～1280（直通）

春の交通安全運動
4月6日(金)から15日(日)まで

交通ルールとマナーを守り、あなたのちょっとした心遣いで交通事故を防止しましょう。期間中は「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本に全席シートベルト着用、自転車の安全利用、飲酒運転の撲滅などを重点に行われます。

町では、4月6日㈮に町内店舗などでの街頭啓発を行うとともに、期間中は広報車による広報啓発、街頭指導を実施します。

また、4月10日㈫は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通事故に注意し、交通事故死傷者数の減少を確実にするためにこの日が設けられました。交通事故の防止に努めましょう。

（交通事故の主な原因と予防）

●車両単独事故の多くは、スピードの出し過ぎが原因です。

●睡眠不足や体調不良、疲労過労は事故に直結しますので、車両運転は十分休憩をとって運転しましょう。

●歩行者、自転車を利用する人は、明るく目立つ服装で外出しましょう。また、道路横断の際は左右を確かめて横断歩道を渡り、自転車はきちんと止まって安全確認をしましょう。

青少年ベトナム研修報告会（総会時）

海外派遣研修生募集！
海外一人旅で自分を磨いてみませんか！

この研修事業は、町民、または町内に在籍する団体職員を研修テーマに基づき海外に派遣し、国際的な視野と広い見識、豊かな感性を体得させ、町の活性化に貢献できる人材を育成することを目的に実施します。

【資格要件】
・18歳以上の町民、または町内に在籍する団体職員（20歳未満の人は保護者の研修参加同意書が必要）
・当センターの会員となること（年会費3,000円）
※語学留学を目的としたものは対象となりません。

【研修期間】　原則として30日以上

【研修費助成】　①日当：5,000円前後（研修地により物価の格差と円相場に変動があるため）
②交通費：日本からの研修地までの往復航空券（格安チケット料金を参照）と研修地から次の研修地への移動費（公共交通機関を使用した場合で領収書の提出が必要）
①日当＋②交通費の合計とし、最高100万円を上限
※事前に算定した額の80％を出発前に概算払いし、帰国後研修報告書が提出された後に精算します。

【研修生の負担】　渡航に必要な旅券、入国審査に伴う経費など研修助成の対象とならない費用

【研修生の義務】
・研修のテーマと研修スケジュールを事前に提出すること
・研修終了後1か月以内に報告書を提出すること
・研修終了後は、会員としてセンターの事業に積極的に参加し、町の活性化に貢献することなど

【申込み方法】　研修出発の３か月前までに所定の申込書（当センターに準備）と1,200字程度にまとめた研修のテーマを添えて申し込みください。

【研修生の決定】　提出された研修のテーマの内容と面接を行い決定します。

申込み・問合せ先
㈶ひしのみ国際交流センター
（こっぽーっと図書・情報センター内）　☎32～2988

ひしのみ国際交流センター

ひしのみ国際交流センターで
楽しく語学を学んでみませんか！

English サークル

日本人講師による初級コースです。発音や文法など基礎から楽しく学びます。

日時　毎週水曜日　19時30分～21時
場所　こっぽーっと図書・情報センター
　　ものづくりの部屋
参加費　1回500円（教材費別途）

ひしのみ英会話

ウガンダ出身の講師による英会話中心の中級コースです。

日時　毎週火曜日　10時～12時
場所　町子育て交流センター会議室
参加費　1か月2,000円（教材費別途）

ハングル教室

ハングル文字が読める人におすすめの初級コースです。（５月開講予定）

日時　毎週金曜日　14時～15時30分
場所　町総合体育館研修室
参加費　1回500円（教材費別途）

※見学は随時受付中！興味がある人はまずはご連絡を！

ひしのみクリスマスパーティー

ズームインおおき

心震わせみんなで歌う最後の校歌
町立小学校・中学校で卒業式

3月15日に大木中学校で、16日に町内の各小学校で卒業式が行われ、卒業生たちが多くの思い出が残る学びやを巣立ちました。

大木中学校の卒業式では、卒業生全員による合唱が行われ、卒業生の思いが詰まった歌声が体育館を包み、涙をこらえながら見つめる保護者や来賓の皆さんから感動の大拍手が送られました。

卒業式が終わると、各教室では担任の先生から卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡され、思い出が詰まった教室で仲間と過ごす最後の時間に涙を流す卒業生たちの姿が見受けられました。

校長先生から卒業生一人ひとりに
卒業証書授与（木佐木小学校）

木佐木小学校の卒業式では、卒業生一人ひとりに校長先生から卒業証書が手渡されました。

別れの言葉では、卒業生が6年間の思い出を振り返り、先生、保護者、見守り隊の皆さんなどへの感謝の気持ちを言葉で伝え、たくましく成長した姿の卒業生から在校生へ伝統を引き継ぎました。

最後に、思い出の詰まった学び舎で仲間と歌う校歌では、心震わせ歌う卒業生の姿に保護者や来賓の皆さんも熱い思いがこみ上げている様子でした。

思い出の詰まった学び舎で
卒業生みんなで歌う最後の校歌（木佐木小学校）

大木町農村公園に
サクラを植樹

3月7日、上八院上区の有志によるサクラの植樹が行われました。

当日は天気が心配されましたが、雨も降らずにスムーズに作業ができた様子でした。

作業後は、来年の開花を楽しみにしている皆さんの笑顔が見られました。

なお、この植樹は大木町緑づくり推進協議会が緑の募金を活用した公益財団法人福岡県水源の森基金の助成事業として行ったものです。

上八院上区の有志で行われた桜の植樹

大木中学校を花で春を彩る
大木中学校応援委員会準備委員会が花植え

大木中学校応援委員会準備委員会（北原健一朗委員長）では、町でさまざまな活動をしている団体との交流をしながら、中学生に地域との関わりを深めてもらうための事業として、3月3日に中学校周辺の花壇に花を植えました。

同中学校生徒会の美化委員（3年生）をはじめ、町婦人会、同中学校PTAの役員など約30人が参加しました。

中学生たちは、婦人会の皆さんから花苗の植え方を教えてもらいながら、さくら草やラナンキュラスなど数種類の花を一つひとつ丁寧に植えていました。

植え終わった後には、とてもかわいらしい花壇が完成し、美化委員の一人は「普段あまり花植えをすることはなく、とてもいい思い出になり、中学校の雰囲気がとても明るくなってうれしいです。」と笑顔で話していました。

大木中学校応援委員会準備委員会は、PTAのOBや有志で結成されており、今回の花植えの他にも、ポイ捨てごみなくし隊との活動などにも参加し、地域の人との交流体験事業を行っています。

大荒少年消防クラブ
入退会式
旗に込めた防火の心を引き継いで

児童らの防火・防災に対する意識を高めようと結成されている「大荒少年消防クラブ」。3月8日、同クラブの入退会式が行われ、退会する6年生から新6年生へクラブ旗が手渡されました。

また、4月から新5年生になる児童たちが新たに入会し、新5・6年生は、退会した先輩の防火の心を受け継ぎ、地元の消防団員とともに防火活動を行うことになっています。

隊長から新しい隊長へ伝統の旗が引き継がれます

町の美化・ごみ減量への協力
ありがとうございます
平成23年度生活環境向上
優良事例功労者表彰式

3月19日、大木町環境衛生協議会から地域のごみの減量化やリサイクル、環境美化に長年にわたり寄与された15人の皆さんへ表彰状が授与されました。

表彰を受けられた皆さんは次のとおりです。

【行政区長4年以上】
山内保彦（十間橋）
島博明（土甲呂）
三原素幸（道本）
岩永一義（上白垣）
久良木政春（侍島下）
鶴岡健藏（上牟田口北）
的場長喜（上八院下）
田中明人（古賀）
田中正徳（福間南）
野口隆義（八町牟田上）
平木力（上木佐木下）
〔順不同・敬称略〕

【個人・推薦】
石川實（大角東）
新原正治（大角東）
石橋和夫（吉祥）
深町泉（吉祥）

「カクカク」言葉を「まぁるく」読み解く　男女共同参画

男性の介護

国立社会保障人口問題研究所が1月に発表した日本の将来推計人口によると、2060年（平成72年）には総人口は3割減り8674万人となり、子どもと現役世代が半減し、社会全体の4割が高齢者になると予測しています。そして、仕事と介護の両立も大きな課題です。2025年（平成37年）には「団塊の世代」が75歳以上となり、職場の中核を担う人材である「団塊の世代のジュニア層」が親の介護に直面することになると考えられます。

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」と言えば「仕事と子育ての両立」が主流でしたが、これからは「仕事と介護の両立」も重要な視点になってきます。

「介護は私には関係ない」とは言い切れない時代になってくるなか、将来をイメージし、「自分は何ができるのか」を今から考えることも、ひとつのワーク・ライフ・バランスと言えるかもしれません。

家族介護はこれまで女性である妻や子ども（嫁や娘）がその中心を担ってきましたが、前述したように、性別を問わず、家事ができようとできまいと、とにかくその場に居合わせた家族が介護の役割を担わないといけなくなり、男性の介護者が増えると予想されます。実際のところ、平成10年の厚生労働省の調査によると、男性の介護者は15．6％でしたが、平成19年の調査では28．1％となっており、年々、男性の割合は増えてきています。

男性が介護者となることについては、さまざまな課題があります。もともと家事に不慣れで、女性に比べて苦労が多かったり、誰にも相談できずにストレスをため込んでしまう傾向があります。そして、仕事と介護の両立も大きな課題です。2025年（平成37年）には「団塊の世代」が75歳以上となり、職場の中核を担う人材である「団塊の世代のジュニア層」が親の介護に直面することになると考えられます。

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」と言えば「仕事と子育ての両立」が主流でしたが、これからは「仕事と介護の両立」も重要な視点になってきます。

「介護は私には関係ない」とは言い切れない時代になってくるなか、将来をイメージし、「自分は何ができるのか」を今から考えることも、ひとつのワーク・ライフ・バランスと言えるかもしれません。

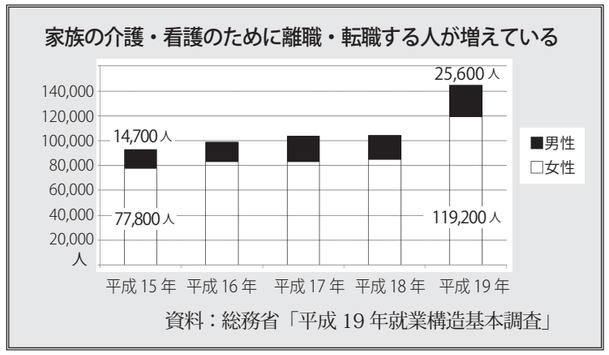

パブリックコメント
計画に対する皆さんのご意見をお待ちしています！

大木町男女共同参画計画（案）

町では、平成20年3月に「大木町男女共同参画計画」（計画期間：平成29年度まで）を策定し、男女が共に個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、取組みを進めています。この間、私たちを取り巻く社会経済情勢が変化し、国や県の施策が見直されたことに対応するため、現在の町の計画の見直しを行いました。

町民の皆さんのご意見をお寄せください。お寄せいただいたご意見は個別に回答はしませんが、ご意見とご意見に対する町の考え方は、町パブリックコメント実施要綱に基づき町ホームページで公表し、計画に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。

意見提出ができる人
- 町内に住所を有する人
- 町内の事務所または事業所を有する人
- 町内に勤務する人

募集期間　4月17日㈫～5月16日㈬

計画案の閲覧　募集期間中に役場企画調整課（平日の8時30分～17時15分まで）または町ホームページ（http://www.town.okifukuoka.jp/）

意見の提出方法　任意の用紙に住所・氏名・年齢・電話番号・ご意見を記入し持参されるか郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

意見提出先および問合せ先　役場企画調整課
〒830-0416大木町大字八町牟田255-1　☎32-1036（直通）
Fax32-1054　Eメール info@town.ooki.lg.jp

知っておきたい　国民年金制度

問合せ先
役場税務町民課戸籍住民係　☎32～1068（直通）
久留米年金事務所　☎0942～33～6206

あなたの大切な年金を守るため　届出・手続きは必ず行ってください！

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人すべてが加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のようなときには、役場への届出が必要です。届出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない人が、20歳になったときは、国民年金の第1号被保険者になりますので、役場で届出が必要です。

会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金の第2号被保険者になっています。

第2号被保険者の人が60歳になる前に、会社などを退職したときは、国民年金の第1号被保険者になりますので、役場に届出をしてください。

被扶養配偶者の収入が増えたとき

会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している人の被扶養配偶者（20歳以上60未満の人に限ります）は、国民年金の第3号被保険者になっています。

第3号被保険者の人のパート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、役場に届出をしてください。

被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、それまで国民年金の第3号被保険者だった人は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、役場に届出をしてください。

※第3号被保険者が離婚したときにも、第1号被保険者になるための手続きが必要です。

●国民年金に加入するとき、加入者の種別がかわるとき

事　項	国民年金の種別
20歳になったとき	年金未加入 →第1号被保険者
会社を退職したとき	第2号被保険者 →第1号被保険者
第3号被保険者のパート収入が増えたとき、配偶者が退職したとき、離婚したとき	第3号被保険者 →第1号被保険者

免除制度など活用し、あなたの年金を守りましょう！

平成24年度の国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額14,980円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や学生納付特例制度があり、役場または年金事務所への申請手続きによって、保険料の納付が免除されたり猶予されたりして、保険料の未納を防止できることになっています。

詳しくは、役場、久留米年金事務所または「ねんきんダイヤル」☎0570～05～1165(一般の固定電話では、市内通話料金でご利用できます）へお問い合わせください。

大川商工会議所でも　年金の相談・手続きができます

予約制

相談の際は、年金手帳をご持参ください。また、ご本人以外の人がご相談される場合は、委任状および印鑑が必要です。（年金手帳がない人は、身分証明書をご持参ください。）「ねんきん定期便」についても相談を受付けますので、送付された通知をご持参ください。

日時　4月10日㈫・24日㈫　10時～16時
予約連絡先　久留米年金事務所 ☎0942～33～6192

おおき大木く育って おおき大木っ子

お誕生日おめでとう 4月で1歳

山浦 大芽 くん
平成23年4月7日生
（荒牟田）

大芽、1歳のお誕生日おめでとう！一日いちにちの成長が目覚ましく、毎日驚いてばかりです。これからもたくさんのことを一つずつ覚えて、できるようになったら一緒に喜び合おうね。将来、大きな芽が育つように見守っているよ。（パパ・ママより）

本村 柚華 ちゃん
平成23年4月16日生
（上木佐木中）

ゆずちゃん♡お誕生日おめでとう!!甘えん坊で、擦り寄ってくる姿に毎日、癒されています。これからたくさん食べて、たくさん遊んで、たくさん笑って成長していってね。生まれてきてくれて本当にありがとう!!　（パパ・ママより）

荒巻 啓斗 くん
平成23年4月25日生
（筏溝上）

☆啓斗☆1歳のお誕生日おめでとう！超スピード出産で、生まれてくる時から親孝行だったね。啓斗がいて、家族みんな楽しい時間を過ごしているよ。ありがとう。これからも沙和お姉ちゃんと仲良く、明るく元気な子に育ってね。　（家族みんなより）

本村 舞徠 ちゃん
平成23年4月5日生
（促進住宅）

まいちゃん、1歳のお誕生日おめでとう(^0^)　お姉ちゃん、お兄ちゃんに鍛われ、とても元気に育ってくれていますね。まいちゃんのニコニコ笑顔を見ているだけで、家族みんなHAPPYだよ！これからいっぱい思い出作ろうね♡　（家族みんなより）

大石 ゆな ちゃん
平成23年4月15日生
（大角西）

ゆなちゃん、1歳のお誕生日おめでとう!!いつもニコニコ笑顔で、みんなを温かい気持ちにさせてくれてありがとう！これからもニコニコ笑顔でお兄ちゃんと仲良くね!!　（パパ・ママより）

井上 紗来 ちゃん
平成23年4月24日生
（中島）

紗来、1歳のお誕生日おめでとう。甘えん坊で、やんちゃな紗来ちゃんだけど、そんな笑顔を見れて幸せです。本当に生まれてきてくれてありがとう。これからも笑顔いっぱいで元気に育ってね。3人でたくさんの思い出をつくろうね♡　（父・朋寛　母・櫻より）

津留 玲志 くん
平成23年4月26日生
（古賀）

☆玲志☆1歳のお誕生日おめでとう。食欲旺盛で元気いっぱいの玲志！いつもみんなを笑顔にさせてくれてありがとう♥♥♥これからも、すくすく育ってＮｅッ♪玲志の成長が楽しみです(*^。^*)　（♡パパ&ママより♡）

久良木 陽輝 くん
平成23年4月5日生
（侍島下）

陽輝、お誕生日おめでとう。音楽が流れるとノリノリ、手を合わせてきちんとお辞儀、キャッチボールもお手の物。笑ったり、泣いたり、怒ったりと気持ちもしっかり伝えるはるちゃん。将来が楽しみです。大好きだよ！　（家族みんなより）

徳永 雅人 くん
平成23年4月8日生
（八町牟田上）

まぁくん、1歳のお誕生日おめでとう。お兄ちゃんと違って目元がりりしくて力強い雅人。そんな雅人がニッコリ笑うと、そのギャップに家族はノックアウト！お兄ちゃんと仲良く元気に育って下さい。　（パパ・ママより）

中島 悠冶 くん
平成23年4月19日生
（道本）

悠冶くん、1歳のお誕生日おめでとう。少しずつ成長していく姿と悠冶の笑顔を見るたびに、家族みんなが幸せな気持ちになります。生まれてきてくれてありがとう。お姉ちゃんと共に、強く優しい子に成長していってね。　（家族みんなより）

廣松 楓 ちゃん
平成23年4月25日生
（野口中野）

楓ちゃん、1歳のお誕生日おめでとう。あなたが生まれてくれた時、パパとママはどんなに嬉しかったか、言葉では言い表せないほど、いっぱい、いっぱい幸せな気持ちでしたよ。これからも元気いっぱい大きくなっていってね。　（父・震　母・美子より）

次回は5月生まれのお子さんです。
掲載を希望される人は、4月11日㈬まで（郵送の場合は必着）にお子さんのお名前、お誕生日、ご家族のコメント（100字以内）と写真を役場企画調整課（2階）までお寄せください。

※期限を過ぎると紙面の都合上、掲載することができません。また、コメントが100字を超えている場合は、編集させていただくことがあります。ご了承ください。

お詫びと訂正

3月号に掲載しました、「町職員の給与などをお知らせします」の記事の中に誤りがありましたのでお詫びし、訂正させていただきます。

15ページ⑧職員手当の状況表中、
期末手当の12月期
（誤）1.325月→（正）1.375月
期末手当計
（誤）2.55月→（正）2.6月

まちの動き

人口　（2月末現在）

（　）は前月との比

人　口 14,518人（-20）
男：　6,878人（ -8）
女：　7,640人（-12）

出生：10人／死亡：16人
転入：31人／転出：45人

世帯数　4,594世帯（+1）

街頭犯罪件数　（2月末）

（　）は累計

大　溝	2件	（3件）
木佐木	4件	（4件）
大　莞	3件	（4件）

大切な自動車や自転車などを守るため、確実な施錠とツーロックをお願いします。

ごみ収集　（2月分）

◎燃えないごみ収集量　0.12t
一世帯あたり　0.03kg
【前月比】±0.00kg

◎燃やすごみ収集量　75.17t
一世帯あたり　16.36kg
【前月比】-1.7kg

◎生ごみ収集量　50.97t
一世帯あたり　11.09kg
【前月比】-2.05kg

2月の生ごみ分別優良地区

古賀、大角西、牟田、十間橋、福間北、福間南、笹渕東、笹渕本村、前牟田東、横溝油屋、蛭池北、蛭池中、蛭池南、侍島上、上木佐木上、上木佐木中、上木佐木下、上牟田口北、上八院下、大木団地、高橋、大薮田中、小入、奥牟田東、中村、吉祥、野口中野、筏溝下、促進住宅、横溝本村、道本、五反田、上白垣　以上33地区

6か月継続した生ごみ分別優良地区には、感謝状とアクアス入浴券を贈呈します。

広報おおき4月号　発行所／大木町役場（福岡県三潴郡大木町大字八町牟田255-1）企画編集・企画調整課　発行／4月1日
☎0944～32～1013（代表）FAX 0944～32～1054　ホームページ http://www.town.oki.fukuoka.jp/